

(第二十八部)

國第二百四回 參議院憲法審查會會議錄

(第二十八部)

國第三百四回

令和三年六月一日(水曜日)
午後一時三分開会

五月二十六日 委員の異動

下野六太君
井上哲士君

補欠選任
安江 伸夫君
山下 芳生君

平木 大作君
安江 伸夫君
高橋 光男君
下野 六太君

許任
衛藤 晟一君
山田 太郎君
補欠選任
清水 真人君
徳茂 雅之君

出席者は左のとおり

出席者は左のとおり

委員
赤池 誠章君
有村 治子君
磯崎 仁彦君

事務局側

片山さつき君 岡田 駿一君 衛藤 広君 上月 良祐君
佐藤 正久君 中川 清水 徳茂 雅之君 片山さつき君
堀井 雅治君 古川 真人君 中曽根 弘文君 岡田 駿一君
舞立 巍治君 古川 雅之君 中曽根 弘文君 衛藤 広君
山下 太郎君 山田 宏君 山田 太郎君 片山さつき君
舞立 昇治君 山谷えり子君 石川 大我君 山下 太郎君
山下 雄平君 小西 洋之君 江崎 孝君 山田 宏君
山田 太郎君 福島みづほ君 杉尾 秀哉君 打越さく良君
山田 太郎君 伊藤 孝江君 小西 洋之君 江崎 孝君
山田 太郎君 六太君 福島みづほ君 杉尾 秀哉君 山下 太郎君
足立 克夫君 光男君 福島みづほ君 伊藤 孝江君 山田 太郎君
足立 徹君 均君 光男君 福島みづほ君 伊藤 孝江君 山下 太郎君
足立 信也君 吉良よし子君 光男君 福島みづほ君 伊藤 孝江君 山田 太郎君
渡辺 喜美君 喜美君 光男君 福島みづほ君 伊藤 孝江君 山下 太郎君

| | | | | |
|--|---|--|---|--------------------------|
| <p>参考人</p> <p>○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開 会いたします。</p> <p>日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改 正する法律案を議題といたします。</p> <p>本日は、本案の審査のため、四名の参考人から 御意見をお伺いいたします。</p> <p>御出席いただいております参考人は、近畿大学 法学部教授上田健介君、名古屋学院大学経済学部 教授飯島滋明君、大東文化大学法学部政治学科教 授浅野善治君及び弁護士福田謙君でございます。</p> <p>この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げ ます。</p> <p>本日は、御多忙のことろ御出席をいただき、誠 にありがとうございました。</p> <p>皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、今後 の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろ</p> | <p>参考人</p> <p>○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改 正する法律案(衆議院提出)</p> <p>○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基 本法制に関する調査</p> <p>(日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸 課題について)</p> | <p>本日の会議に付した案件</p> <p>○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改 正する法律案(衆議院提出)</p> <p>○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基 本法制に関する調査</p> | <p>近畿大学法学部 教授 上田 健介君</p> <p>名古屋学院大学 経済学部教授 飯島 滋明君</p> <p>大東文化大学法学部 政治学科教授 浅野 善治君</p> <p>弁護士 福田 謙君</p> | <p>憲法審査会事務 局長 岡崎 慎吾君</p> |
|--|---|--|---|--------------------------|

しくお願ひをいたします。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、上田参考人、飯島参考人、浅野参考人、福田参考人の順にお一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただかないと存じます。

また、御発言の際は、挙手をしていただき、その都度会長の許可を得ことなつておりますので、御承知おきください。

なお、御発言は着席のままで結構でござります。

それでは、まず上田参考人からお願ひをいたします。上田参考人。

○参考人(上田健介君) 上田でございます。

本日は、本憲法審査会で意見陳述の機会を与えられましたことに感謝申し上げます。

早速意見述べさせていただきます。

一、まず本改正案についてでございます。

まず、(1)、いわゆる七項目についてでございますが、この共通投票所制度の創設等七項目は、公職選挙法と平仄を合わせ、投票環境の整備を行うものと理解しています。

憲法改正国民投票は、国民主権の権力的契機の現れであるとするのが通説的見解であり、有権者が投票しやすい環境を整備することが望ましいことは言うまでもありません。また、投票事務を担う地方公共団体の担当者の立場からも、国政選挙の場合とできる限り平仄を合わせておくことは事務の混乱を防ぐ上からも合理的であり、その点からも望ましいと考えます。

次、附則についてです。

四
号

二九三

ますので、誰もができるだけ自由にこれを行なうことができることを原則に考えるべきだと考えます。

ただ、いわゆる金の力により言論空間がゆがめられるのは問題だとの意見は、これは昔からございます。また、近年は、インターネットの発達に伴い、エコーエンバーやフィルターバブルを通じた世論の二極化、フェイクニュース、ひいては世論操作といった問題も指摘されてきております。されど、これらへの対応を検討することは望ましいと考えます。

今後の議論に委ねられますので、ここでは二点だけ申し述べます。

まず、イ、口ですが、自由にするとどういう弊害が生じるのかというのを論証する必要がござります。この点、公職選挙法はいわゆるべからざ集いで、もう規制されていますので参考になります。そこで、一つ参考になるかと思いますのは、いわゆる大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づくいわゆる大阪都構想の住民投票、これはイ、口の規制なしに行なわれていますので、まあ一地域の住民投票と憲法改正の国民投票とでは完全に同視はできませんが、イ、口について自由に委ねたときに弊害が生じるのか、どういう弊害が生じるのかを判断、検討する際の一つの材料になるのではないかと考えました。

次に、ハのインターネット等の適正な利用を図るために方策はあるとおり、法的規制も検討すべき難問です。

ここでは、案に方策があるとおり、法的規制については諸外国でもなお検討中の段階であり、例えばイギリスではインターネットの広告主の表示の義務付けが現在検討されているようですが、検討中の段階でして、それゆえ日本でも、法的規制の方法も探りつつ、差し当たりはそれ以外の方法、メディアリテラシーに関する教育、啓発、あるいは人々がインターネット空間の内外で多様な意見、情報に接することができるよう環境の整備といったことが想定されます。

一つ思いましたのは、国民投票法では、国民投票広報協議会及び政党による放送、新聞広告が定められていますが、特に若年層に対してはインターネット、SNSを通じた情報提供が大事なのではないかということです。

いずれにしましても、これらは専門家の意見も参考にされて議論を進めていただければと思います。

次に、二、憲法に関する議論の在り方について、やや法案から周辺的な話に行かんですけれども、関連する話だと思いますので、論じさせてください。

今見ました広告規制等も含め、国民投票法の規律対象は発議後のものです。それゆえ、議論の焦点が発議後の議論の在り方に当たるのは当然のことです。しかし、それ以前の段階、すなわち国会での発議原案の審議の段階、さらには調査の段階における議論の在り方もまた憲法をめぐる熟議を見述べさせていただきます。

なお、今、それ以前の段階と申しますが、これは論理的に、発議の前には発議や改正原案の憲法審査会そして本会議での審査が行われ、更にその前には、何の前触れもなくいきなり改正原案が出されるというのはおかしいですので、憲法に関する調査が行われるはずであるという程度の意味にすぎません。後で述べますとおり、調査を行えば必ず原案提出に至る、あるいは原案提出するための議論は、国民投票に限らず選挙の関係でも検討すべき難問です。

ここでは、案に方策があるとおり、法的規制についての議論は、憲法に問題があるとの認識があるならば、その認識が正しいのかどうか、また、問題があるとして、その原因はどこにあり、何をどのように改善すればよいのかといふ観点から丁寧に行われるべきものと考えます。

日本の憲法をめぐる現状の問題点、その原因、改善すべきポイント等々といった事柄に関する情報収集、整理し、そして様々な立場から意見をぶつ

(2) 議論の対象ですけれども、今、憲法に関する議論と申しました。ここで憲法と言うとき、私は、日本国憲法、憲法典、講学上の形式的意味の憲法ではなく国家の組織や作用に関する基本的な規範の内容そのもの、講学上の実質的意味の憲法、論者によつては憲法秩序という言葉も使つたりもしますが、そちらをイメージしています。

実質的意味の憲法はもちろん憲法典にも含まれていますが、それらに限らず、法律やあるいは判例法理、あるいは国会でしたら議院規則や先例、あるいは例え理事会で議論するなど、そういう見を述べさせていただきます。

なお、今、それ以前の段階と申しますが、これは論理的に、発議の前には発議や改正原案の憲法審査会そして本会議での審査が行われ、更にその前には、何の前触れもなくいきなり改正原案が出されるというのはおかしいですので、憲法に関する調査が行われるはずであるという程度の意味にすぎません。後で述べますとおり、調査を行えば必ず原案提出に至る、あるいは原案提出するための議論は、国民投票に限らず選挙の関係でも検討すべき難問です。

ここでは、案に方策があるとおり、法的規制についての議論は、憲法に問題があるとの認識があるならば、その認識が正しいのかどうか、また、問題があるとして、その原因はどこにあり、何をどのように改善すればよいのかといふ観点から丁寧に行われるべきものと考えます。

日本の憲法をめぐる現状の問題点、その原因、改善すべきポイント等々といった事柄に関する情報収集、整理し、そして様々な立場から意見をぶつ

け、議論するべきです。そして、そのような情報や意見を議論の大前提となつてはいる憲法の意義や価値と併せて、調査と並行しながらできるだけ多くの部分に悪影響が出ることがあります。憲法はまた基本的な仕組みですから、局所的な議論は避けて、少なくともある程度まとまつた固まりを見ること、さらには日本の社会、国家はどうあるべきなのかという大局的な見地から見る姿勢も大事だと考えます。

もう一点です。日本国憲法は、諸外国の憲法と比較して、憲法典としては文字数の少ない簡素な規範の内容そのもの、講学上の実質的意味の憲法、論者によつては憲法秩序という言葉も使つたりもしますが、そちらをイメージしています。

実質的意味の憲法典にも含まれていますが、それらに限らず、法律やあるいは判例法理、あるいは国会でしたら議院規則や先例、あるいは例え理事会で議論するなど、そういう見を述べさせていただきます。

なお、今、それ以前の段階と申しますが、これは論理的に、発議の前には発議や改正原案の憲法審査会そして本会議での審査が行われ、更にその前には、何の前触れもなくいきなり改正原案が出されるというのはおかしいですので、憲法に関する調査が行われるはずであるという程度の意味にすぎません。後で述べますとおり、調査を行えば必ず原案提出に至る、あるいは原案提出するための議論は、国民投票に限らず選挙の関係でも検討すべき難問です。

ここでは、案に方策があるとおり、法的規制についての議論は、憲法に問題があるとの認識があるならば、その認識が正しいのかどうか、また、問題があるとして、その原因はどこにあり、何をどのように改善すればよいのかといふ観点から丁寧に行われるべきものと考えます。

日本の憲法をめぐる現状の問題点、その原因、改善すべきポイント等々といった事柄に関する情報収集、整理し、そして様々な立場から意見をぶつ

だと、あるいは法律改正等による方法を取った場合と比較してのメリットやデメリットのようないふものが議論の中で明らかになり、結果としても憲法改正の発議になつた場合にはより説得的な理由付けをもたらすでしょうし、あるいは、憲法改正の発議には至らず、法律制定等別の方法の方で解決ができるということになつても、これはこれで、もう大事なことはその中身が良くなること、悪くなりかけているものが戻ること、あるいはもっと良くなることが大事ですので、そういう法律制定等の方法になつてもよいわけです。したがつて、こういうアプローチというの是有用なものじやないかというふうに私は考えております。繰り返しになりますが、憲法に関する調査を行な際には、憲法典、形式的意味の憲法、条文だけではなく、より広い憲法秩序、実質的意味の憲法に意識を向けること、それから、条文よりも、まづ今憲法規範に関係する現状、そこにどういう問題があるのか、そういうところに焦点を合わせるべきだと考えます。

(3)議論の主体です。

憲法改正にもつながり得る憲法をめぐる議論

は、憲法九十六条また国民投票法の定めから見ても国会での議論が中心になります。これについて三点申し述べます。

まず、憲法をめぐる議論は、政党本位ではなく、各議員が主体となり自由に行われることがあってもよいかと考えます。通常政治は、諸政党が政権を取り政策を実施することを目指し競争をし、言わば対立モードで行われるものであるのに對して、憲法は通常政治を行うため党派を超えて共有する土台です。もちろん、その中には通常政治における政党間の対立がそのまま持ち込まれる場合があることは否定しません。しかし、党派を超えて意見が一致することも多いはずですし、また、できるだけそつあるべきであると考えます。

他方、憲法は統治機構や基本的人権に関わる多

様な論点を含みますから、特に人権に関わるものなどは同一政党に所属する国会議員の間であつても個人の信条というレベルで意見が分かれることがあつて当然だと思います。論点によるのかもしれませんが、政党による縛りを掛け過ぎず、様々な意見を持つた議員間での自由な議論をしていた

だきたいと願います。

次に、憲法は通常政治を行うための共通の土台ですから、憲法に関する議論それ自身もできるだけ幅広い合意を基礎に進められるべきです。憲法改正の発議要件が各議院の総議員の三分の一以上とされているのも、単に過半数の賛成でよい法律制定の場合よりも現状からの変更に慎重であるべきであるという趣旨だけでなく、党派を超えた幅広い合意に基づくべきであるという含意があると解することができます。その意味で、この憲法審査会がこれまで与野党を超えた合意を基本として慎重に審査を進めてこられたことに敬意を表する次第です。

最後に、国民との関係です。

言うまでもなく、主権者、憲法改正権者は国民党であり、国会は発議を行うにすぎません。しかし、日々の生活の中で憲法について考えることが少なく、また関心を持っていない国民、方々も多いたと思います。最近ではボビュリズムの弊害も指摘されています。国民の代表者である国会議員の方々には、国民の分断をあおるようなやり方ではなく、国民が憲法をめぐる諸論点について冷静に熟議することを可能とするよう、憲法の基本的な意義や価値と併せて、日頃からできるだけ多くの良質な情報を国民に提供する責務があると考えます。

繰り返しますが、国会には、憲法をめぐる現状に問題があるのか、問題があるならば、その原因はどこにあって、何をどのように改善すればよいのかという観点から議論をして、議論の基礎となる豊かな情報と多様な意見、そして大前提となる憲法の意義や価値と併せて分かりやすく国民に示していただければと思います。

以上で、私の拙い意見を申し述べた次第です。
ありがとうございました。

○会長(林芳正君)　ありがとうございました。

次に、飯島参考人にお願いいたします。飯島参考人。

は、明らかに投票環境を悪化させる、その可能性というのがございます。

本当、十五分でかなりはしょって話をさせていただきますけれども、法案の説明もちょっとできなないところというのもござりますけれども、御了解いただければと思います。

例えば、この縫延べ投票の告示期間の短縮ですけれども、これこそまさにやつぱり選挙と国民投票の違いというのが明確に表れる項目ではないかと思います。

結論からいいますと、日曜日に投票できないと、だけれども、まあ台風が来て投票ができるない今までの憲法改正国民投票であれば木曜日以降になるんですけども、公職選挙法に合わせて翌日の月曜日投票できるようになつてしまつた。これも考えていただきたいんですけれども、日曜日が台風です、あるいは大地震です、投票できません、翌日の月曜日投票できる制度、これが果たして投票環境の向上になるのかというと、私はそれはならないんだと思います。ですので、この項目に関しましては削除あるいは修正というのが必要ではないかというふうに考えます。

あるいはですけれども、選挙の際の縫延べ投票、これは例えば小選挙区とかであればそこだけやればいいのかもしれませんけれども、憲法改正

国民投票のとき、一か所だけ縫延べ投票になります。

ただ、確かに向上する側面もあるかと思いますけれども、やはりここで先生方に考えていただきたいなと思いますのが、人を選ぶ選挙と憲法改正たと思います。

ただ、確かに向上する側面もあるかと思いますけれども、やはりここで先生方に考えていただきたいなと思いますのが、人を選ぶ選挙と憲法改正たと思います。

次ですけれども、期日前投票の弾力的運用ですけれども、これも例えば朝六時半から夜十時までできるという意味で向上になる可能性もないわけでもないですけれども、ただ、今の実際の運用を見てみると、むしろ悪化する可能性の方が高いかと思います。

○参考人(飯島滋明君)　この度は貴重な機会を与えていただきまして、誠にありがとうございました。
经济学部の教員ですけれども、憲法を専攻してます名古屋学院大学の飯島と申します。
経済学部の方をお配りさせていただいていますけれども、これ多分、授業でも多分九十分で収まらないのを作つてしまつたなと思いましたので、かなりはしょって話の方はさせていただきたいと思います。

今回、私は七項目の、限定して話をさせていただきたいと思っていますけど、関連するところについては発言の方はさせていただきたいと思います。

この七項目に関してなんですけれども、例えば、五月二十六日、憲法審査会ではですけれども、投票環境の向上だと、あるいはメディアでは利便性の向上、そのため見えるんだということが言われることがあります。五月二十六日の憲法審査会でも、その外的の事項については公選法並びとすることが合理的だという発言があります。

ただ、確かに向上する側面もあるかと思いますけれども、やはりここで先生方に考えていただきたいなと思いますのが、人を選ぶ選挙と憲法改正たと思います。

次ですけれども、期日前投票の弾力的運用ですけれども、これも例えば朝六時半から夜十時までできるという意味で向上になる可能性もないわけでもないですけれども、ただ、今の実際の運用を見てみると、むしろ悪化する可能性の方が高いかと思います。

これ、本多平直議員が衆議院の憲法審査会で、二〇二〇年の十二月二日と二〇二一年の四月十五日にパネルなんか示して紹介されていたかと思い

ますけれども、やっぱりこの弾力的運用というのをやると五一時間三十分から五十時間三十分に減ってしまうような事例があると。

私は現状を前提とすればという話をさせていたしましたけれども、例えば二〇一九年の七月の参議院選挙では、約三人に一人、三三%が期日前投票しているんですね。三人に一人、三三%が期日前投票をしているにもかかわらず、期日前投票の時間を少なくしてしまう可能性があると。やはりこれ、投票環境の悪化の可能性があるんではないかと。

ですので、少なくとも一か所に閑しては朝八時半から二十時までずっと開いているという仕組みというのはやっぱり残しておくべきだと思いますし、衆議院でもやっぱり議論がございましたけれども、確かに地域の実情というのはいろいろ違いますので、弾力的に運用するというのは必要がないとは言いません、合理性はあるんでしょうけれども、ただ、全体としてその時間が短くなってしまうようないことがないよう、そういうためのやっぱり法案の何らかの手当てというのが必要じゃないかと思います。

あと、今回の七項目の改正に関して申し上げさせていただきますと、期日前投票の事由として、天災又は悪天候により投票所に投票することが困難であること、これが期日前投票の事由として追加されます。自然灾害で、言い方は悪いですけれども、投票できない、じや、期日前投票行こうといふときに、その期日前投票の時間が短くなってしまうということであれば、やはりこれ投票環境の悪化になるということが言えるんではないかと思います。

そういう意味で、期日前投票の弾力的運用でありますとか、繰り返す投票の告示期間の短縮については、投票環境の向上どころかむしる悪化をもたらす可能性があるということを申し上げさせていただきたいと思います。

じゃ、その次ですけれども、憲法上問題がある問題ということについて話をさせていただきまますけれども、外国人にいる日本人が投票できない、こういった公職選挙法は憲法違反だというふうに最高裁判所が判示しています。つい最近、最高裁判所の事例ではないですけれども、最高裁判所の裁判官の国民審査に関しまして、外国にいる日本人が投票できない、こういった事例に関しまして、二〇一九年の五月には東京地方裁判所が、二〇二〇年の六月には東京高等裁判所が憲法違反という判断を下しています。投票できない国民がいるということ自体、それが主権者の権利である参政権を侵害するということで憲法違反だというのが最高裁判所以下の裁判所の基本的な立場です。これも後で、もしかしたら時間があれば申し上げたいと思いますけれども、やっぱり憲法というのはもしかしたら一回国民投票になってしまえば一生国民投票はないかも知れない。その効力といふのはずっとと続くわけですから、そういうふたつ国民投票のときには投票できない人たちがいるといふのは、これは普通の選挙以上に憲法違反となる可能性、最高裁判所の二〇〇五年の在外投票のものを見ても憲法違反となる可能性というのは否定できないんではないかと思います。

そうした観点からですけれども、洋上投票の問題と、あと不在者投票の問題について先生方に提示させていただきたいと思います。

衆議院選挙あるいは参議院選挙の場合ですと、船員というのは洋上投票を行う場合には事前に選挙人名簿登録証明書というのをもらいます。例えば、急遽ですけれども、衆議院が解散されましたと最高裁判所の私、裁判例というのを紹介させていただいたかと思いますけれども、投票できませんので、それは投票用紙があればという条件になりますけれども、対応できます。

いうことになつたとしてもですけれども、その選挙人名簿登録証明書の有効期間というのは七年間ですでの、それは投票用紙があればという条件になりますけれども、じや、その規定を見ますと、じや、洋上にいて、いきなり憲法改正の発議になりますと、じや、洋上において、いきなり憲法改正の発議になりますと、投票もそのとき行われますと。これ、先生方にはよく御存じだと思いますけれども、この国民投票の期間というのは六十日から百八十日間、ある意味で非常に短いです。その間に国民投票を行われてしまう可能性があると。

ですから、船に乗つかつている間に実は憲法改正の発議がされて投票ということもあり得ると、そのとき、この投票人名簿というのはどうやって作るんですかと。この手当てが実は法でなされているのかどうかといいますと、私、ちょっとと何回も見たんですけど、よく分かりませんでした。ですから、これ、参議院の先生方にはちょっととこそこら辺も御審議いただければというふうに考えていいます。

私、ここでちょっとと例を挙げさせていただきたいと思います。私は、ここにいらつしやる浅田先生も、これに関しては賛意を示されたと思います。私もそうだと思います。

個人的な体験になりますけれども、つい最近要介護三という方に接していますけれども、一人で投票行くなんてやっぱりむちやです、見ていて。その方は働いているということで、要介護二にされるかもしれませんといふことも言つっていました。それから、本当に要介護三でもいいのかどうか、ここはやっぱり認識、議論する必要があるんだと思います。

ましてや、今コロナ感染が拡大する中、投票できな人がいるという状況に拍車が掛かっていまます。保健所の指示で、宿泊療養あるいは自宅での療養を余儀なくされ投票できない人たちというのがいるわけです。この人たちが放置されているというふうなことは、先ほど申しました二〇〇五年の最高裁判所の判例に照らしても、やはり憲法違反ということになるかと思います。

今、急遽特措法を作つて、七月の都議選にという話ありますけれども、確かに法的な手当てといふのは私は必要だと思いますけれども、ただ、選挙の要請というのは不正な投票というのも防ぐ

す。
二〇〇五年の九月なんですかね、最高裁判所が、外国人にいる日本人が投票できない、こういった公職選挙法は憲法違反だというふうに最高裁判所が判示しています。つい最近、最高裁判所の事例ではないですけれども、最高裁判所の裁判官の国民審査に関しまして、外国にいる日本人が投票できない、こういった事例に関しまして、二〇一九年の五月には東京地方裁判所が、二〇二〇年の六月には東京高等裁判所が憲法違反という判断を下しています。投票できない国民がいるということ自体、それが主権者の権利である参政権を侵害するということで憲法違反だというのが最高裁判所以下の裁判所の基本的な立場です。これも後で、もしかしたら時間があれば申し上げたいと思いますけれども、やっぱり憲法というのはもしかしたら一回国民投票になってしまえば一生国民投票はないかも知れない。その効力といふのはずっとと続くわけですから、そういうふたつ国民投票のときには投票できない人たちがいるといふのは、これは普通の選挙以上に憲法違反となる可能性、最高裁判所の二〇〇五年の在外投票のものを見ても憲法違反となる可能性といふのは否定できないんではないかと思います。

そのとき、この投票人名簿というのはどうやって作るんですかと。この手当てが実は法でなされているのかどうかといいますと、私、ちょっとと何回も見たんですけど、よく分かりませんでした。でも見ただけで、よく分かりました。今ここにいらつしやる浅田先生も、これに関しては賛意を示されたと思います。私もそうだと思います。

次に、不在者投票になります。
二〇一六年の十一月二十五日の参議院の倫選特ですけれども、要介護五に限定している郵便等による不在者投票に対して、当時の高市早苗総務大臣は、やっぱりこれは不十分だということをおっしゃっていました。今ここにいらつしやる浅田先生も、これに関しては賛意を示されたと思います。私もそうだと思います。

と、これは民主制の根幹に関わります。ですか

ら、余りいいかげんなものを作つてもらつても正直言つて困ると。

ですので、もちろん投票できない人がいるといふのはまずいんですけれども、不正投票を防止するという観点からも、そういうたった観点からも適切なものをしつかり時間を掛けて作つていただければというふうに思います。

時間の関係がありますので、あとのことに関しては簡単に申し上げます。

例えば、公選法並び七項目に関して言えば、投票人名簿の閲覧の導入というのがござります。これに関しては私、評価できる点はあるかと思います。ストーカーやDV対策ということで、やつぱり簡単に個人情報を渡さない、それは評価できる点はあるんだと思いますけれども、これも実は宿題があるんじゃないかというふうに考えています。

衆議院がですけれども、一〇一八年六月に作成した資料ではですけれども、実は受刑者に関するところを見られることによってどこにいるということが分かつてしまふと、刑務所にいるということが分かつてしまふということで、結果は受刑しているんだということが分かつてしまふと、これに対する対応が必要だということが書かれているんですけれども、衆議院の憲法審査会でそれが議論された形跡というのはございません。衆議院の憲法審査会で検討が必要だと言わたことを衆議院でやつていないと、これは果たしてどうなんだろうかという辺りも、やつぱり検討の課題として残るのではないかと思ひます。

今度、ほかに必要なことということで紹介させていただきたいけれども、在外投票、これ、今数字見ていただきたいけれども、参議院の資料も出て、先生方も御覽になつたかと思ひますけれども、百三十万人ぐらい日本人がいて、大体二万人ぐらいしか投票していないと、二%弱です。これでいいんですかね。むしろ、やっぱり、何でこんな少ないだと、こういった辺りを検討するということが多い

常に必要なんぢやないかと思います。

ホームページ見ていただければ分かるかと思うりますけれども、正直言つて、投票制度分かりづらいです。憲法改正国民投票法ではちゃんと何時から何時まで書いてあるんですけれども、この外務省のホームページ見ますと、朝九時半から七時だったかな、五時だったかな、ちょっと正確な時間忘れましたけれども、そこに投票します、場所によつてはもつと短い可能性がありますとしか書いていないんですね。外国にて、ただできえ大変なときに、日本よりか短い時間で投票なんかできるのかと。

そういうたつ辺り、実はいろいろ、もうもろあります。むしろ、外国人にいる日本人が投票しやすい環境というのをしつかり調べた上で対応するべきだと思います。出国時の申請制度を簡単にしましてたといふ、そういう小手先だけではやはり問題ではないかというふうに思います。

今度、共通投票所の話をさせていただきますけれども、今年の四月十五日、憲法審査会で本村伸子先生が指摘されたかと思いますけれども、七ヵ所あった投票所が結局三か所に集約されてしまうと、そうすると、投票所に行く距離というのが長くなつてしまふ、こういつた事例があるといふこととを本村先生は紹介されてゐるかと思いますけれども、これで果たして投票環境が良くなつたと言えるのかどうか。むしろ投票環境が悪化しているんじゃないかということが言えるかと思ひます。

ありがとうございました。

○会長(林芳止君) ありがとうございました。

次に、浅野参考人にお願いいたします。浅野参考人。

○参考人(浅野善治君) 大東文化大学の浅野善治と申します。今日はこのような機会をいただき、大変感謝をいたします。

日本国憲法の改正手続に関する法律案及びこれに対する修正案に対しても、立憲主権の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案に対しても、立憲主権の一部を改ます。

内容についていろいろ意見があるわけですが、いますが、まあそれはちよつとそれといたしまして、また後ほどということにいたしまして、もし

れども、投票できない人がまだそのままになつてゐる可能性がある。そうであれば、最高裁判所の判例に照らしても憲法違反になる可能性もございます。在外投票や共通投票所に関しても、これが検討されていないと言えるかと思います。

これもちょっと、まあ過ぎてしまつのでやめます、短くしますけれども、私は、二回の先生方の審議見させてもらつて、非常にやつぱり先生方がいらっしゃつて、頭に来ているの分かりました、衆議院は何でこんなもの送つてくるんだという。法の専門家から見ても、今申し上げましたとおり、やつぱりちょっと問題多過ぎますよ、これを通すのかどうか。

実は、これを通してしまうということは、先生方が感じたのと同じこと、衆議院が何でこんなの方を通していくんだというのを感じたと思うんですけども、それを国民に対して先生方がやることに通してくるんだというのを感じたと思うんですけども、それを国民に対して先生方がやることになるかも知れない。そうならないようにするため、しつかりした審議、場合によつては衆議院に反省を迫る意味で、何だ、これと送り返すぐらいいのこともやつていただければといふふうに思ひます。

ありがとうございました。

○参考人(林芳止君) ありがとうございました。

次に、浅野参考人にお願いいたします。浅野参考人。

○参考人(浅野善治君) 大東文化大学の浅野善治と申します。今日はこのようないい機会をいたしました。立憲主権の一部を改ます。

憲法改正の議論に絡んで、立憲主権といふことがよく問題にされます。立憲主権とは、憲法がよく問題にされます。立憲主権とは、憲法を守ることで、その憲法を守つて、権力者の権力行使を憲法に従わせることによって、国民の自由を守るというふうに思ひます。

憲法改正の議論に絡んで、立憲主権といふことがよく問題にされます。立憲主権とは、憲法を守ることで、その憲法を守つて、権力者の権力行使を憲法に従わせることによって、国民の自由を守るというふうなことが言われて、憲法を守ることが重要だと、その憲法を守つて、権力者の権力行使を憲法に従わせることによって、国民の自由を守るというふうなことが言われて、憲法を守るところが重いことだ、その憲法を守つて、権力者の権力行使を憲法に従わせることによって、国民の自由を守るところもあるわけですが、これが一面正しいところもあるわけですが、これは、かえつて投票環境を悪化させる可能性があるわけですが、まあそれはちよつとそれといたしまして、また後ほどということにいたしまして、もし

ろこの法案の審議の仕方ですね、それについて少し考へるところがございますので、その辺りのことをついて少し意見を述べさせていただきたいと思います。

ほかの参考人の先生方がレジュメを用意していらっしゃるんですが、私は、ちよつと済みません、レジュメは用意していなかつたものですから、参考資料がございません。配付資料がございませんが、お聞きいたければと思います。この改正案ですけれども、提案されたのが平成三十年の六月、百九十六回国会ということでござります。もう既に三年が経過しようというような時間がたつております。こういうように、長い時間が掛かりましたこと、これは大変残念に実は思つております。また、こうした改正案の審議が憲法改正の実質的な審議そのものと関連があるかのように取り扱われているとすれば、やはりこれも非常に残念なことだといふふうに思つております。

憲法改正といふのは、やつぱりその国の基本である憲法の内容を主権者たる国民が国民の意思によって決定するという、国民に与えられた非常に重要な、国民主権の本質を確保するための極めて重要な権利といふふうに思つております。ですから、これが実質的に十分に機能するようにといふことというのは常に配慮されていかなければならぬことだといふふうに思ひます。

憲法改正の議論に絡んで、立憲主権といふことがよく問題にされます。立憲主権とは、憲法を守ることで、その憲法を守つて、権力者の権力行使を憲法に従わせることによって、国民の自由を守るところもあるわけですが、これが一面正しいところもあるわけですが、これは、かえつて投票環境を悪化させる可能性があるわけですが、まあそれはちよつとそれといたしまして、また後ほどということにいたしまして、もし

国民が、その国民の意思に従つて今の憲法を検証し、また改正が必要であれば常に改正ができるよう、それを確保しておくこととすることが極めて重要なことであります。これが確保されなければ立憲主義というものは成り立たないというふうに思つております。

ですから、そういう意味では、憲法改正の審議が遅れる、あるいはそれが後回しになるということがあるとすれば、これは立憲主義というものについて、国会のその法案審議が立憲主義を阻んでいるというようなことを言つてもいいぐらいと思つております。そういう意味では、国民の憲法改正の権利、これが実質的に確保されるようになると、これをまず優先にして、こういう関連法の審議というのも進めなければならぬといつうように思つております。

そういう意味では、憲法改正の実質的な審議をこの法案の審議と関連させるというようなことはあつてはならないといふうに実は思つております。全く別に切り離して行うこと、これが極めて適切なことではないかなと実は思つております。

よく憲法は国会に対して唯一の立法機関だという地位を与えている、国権の最高機関であり唯一の立法機関だという地位を与えているということが言われます。これはよく承知されていることなんですねけれども。

唯一の立法機関というのは、国会じゃなければ法律が作ることはできない、あるいは国会がほかの誰にも拘束されずに法律を作ることができる、ところどころでござりますから、法律を作るといつうの局面では、国会は自由にその審議の仕方を決めていいし、その内容を決めてもいいわけですね。ですが、憲法改正の発議といつうことは、これは実は立法活動とは全く違つた機能を憲法が国会

して重要なことでありまして、これが確保されなければ立憲主義といつうのは成り立たないといふうに思つております。

ですから、法案の審議というものがあって、その法案の審議の都合によつて憲法改正の実質の審議が遅れる、あるいはそれが後回しになるということがあるとすれば、これは立憲主義といつうものについて、国会のその法案審議が立憲主義を阻んでいるといつうふうに思つております。

そういうことからすると、国民党が憲法改正についてどのように考へてゐるかといつうことを的確に反映して審議をし、またその審議の運営もなされなければならぬといつうように実は思つております。そういうことからすると、国民党が憲法改正についてどのように考へてゐるかといつうことを的確に反映して審議をし、またその審議の運営もなされなければならぬといつうように実は思つております。そういうことからすると、例えばNHKがこの五月に行いました憲法改正の議論についての世論調査、この中では憲法改正の議論を進めるべきだという國民が五四%、進める必要がないといつう國民は二七%です。さらに、この三月から四月に読売新聞が郵送によつて行った世論調査、これはもう憲法審査会の審議の在り方についてそのものを聞いているわけですが、憲法審査会の審議が予算案や他の法律の審議など国会の状況に影響されず議論を進めるべきだとしてゐるのが七二%、それいう予算案やほかの法律の審議など国会の状況によつて議論が進まなくていいと言つてゐるのが二二%といつう数字です。ですから、国民の七二%は、国会の予算案やほかの法案の審議などの都合によつて憲法審査会の審議が進まないといつうことです。

さらに、その同じ読売新聞の世論調査では、各政黨が憲法改正に関する議論をもつと活発に行つています。さういふふうに思つてゐるわけですね。そこでちょっと注意して見てもらいたいことは、憲法改正をする方がいいといつう数字が五六%なんですね。ですから、憲法改正を行つてもいいかもしませんが、その國民の有権者団が持つてゐる憲法改正権、それを、その準備をする、そのための原案を作成し、憲法改正の発議をする、これが国会の役割といつうことだと思います。ですから、そういう意味では、国会が立法活動として行つてゐるわけではない、むしろ國民の憲法改正権、それを受けて国会が活動してゐるといつうことになると思つております。

そういうことからすると、国民党が憲法改正についてどのように考へてゐるかといつうことを的確に反映して審議をし、またその審議の運営もなされなければならぬといつうように実は思つております。そういうことから、こういう改正案の審議が憲法改正の実質的な審議に影響を与え、あたかも改正案の審議が優先されて、それが終わつてから憲法改正の審議をしなければならないといつうふうなことだとすれば、これは極めて国会の在り方として問題があるのではないかといつうふうに思つてゐるわけです。しかし憲法改正に反対といつうことであれば、国会の議論を進めるべきだとしてゐるのが七二%、それいう予算案やほかの法律の審議など国会の状況によつて議論が進まなくていいと言つてゐるのを聞いていて、これは極めて国会の在り方として問題があるのではないかといつうふうに思つてゐるわけです。だから、この改正案の審議の在り方といつうについては、そういうふうに思つてゐるわけです。

そういう審議の在り方を、全く、性質のものを、別に、一緒のこの憲法審査会で行うといつうこと、これ、ほかの憲法審査会とは別に憲法審査の、憲法の実質的内容を審査する機関と関連法案を審査する委員会と分けてあれば非常に問題が少ないのでありますけれども、それも同一の憲法審査会で行うということだとすれば、やっぱりそこはきちんと区別できるように、例えば小委員会といふふうな形で分離をするとか、あるいは分科会といふふうな形で分離をするとか、そういう形で明確に分けてその審議を進めることといつうのが望ましいんじゃないかなといつうのが私の意見です。

この改正案の内容自体につきましては、やはり投票機会といつうものをできるだけ保障しようといつうふうな形で様々な議論がなされているところでございまして、ある意味、公選法の審議の中十分な議論も尽くされてゐるといつうふうに思つたように、こういつた憲法改正の審議といつうのは、国政の政策選択といつう形で選ばれてくる選舉での投票、そういつたものとはかなり性質が違うといつうふうに思いますので、政党選択をして政党選択をしている、そういうその国会議員の活動といつたもので議論が進められるべきだと思います。しかし、一人一人の国会議員の立場、ですから、そういう意味では政党を離れた議員個人の立場、そういう意味では、国会が立法活動として行つてゐるわけではない、むしろ國民の憲法改正権、それを受けて国会が活動してゐるといつうことになると思つております。

れ、投票のときに表れる意思、これをできるだけ正確に、またできるだけその利便性を確保しながらそれを聞き取るといふような意味での内容といふうに思いますので、これは速やかに改正すべき、決定をすべきだというふうに思いますし、また、広告規制、その他のインターネット規制、広告放送、有料広告規制、こういったことにつきましては、やはりそれは憲法審査、憲法改正の審議といふものといわゆる選挙で候補者を選ぶといふこと、その性格の違いというもの、それを十分に踏まえた上で、この国民投票の、国民投票運動と言つていいのかどうか分かりませんが、そういったもの制限することについては、まさに政治的な意見表明自体を止める、あるいは制限するということにつながるものといふを考えられますので、できるだけそこには制限を掛けないということが望ましいといふふうに思います。

ただ一方、さはざりながら、例えば資金力による意思がゆがめられるとか、そういうふうに考えらうのがもし仮にあるとすれば、具体的にこの政治活動の自由、そういうものの制限する弊害としてどういうものがあるのかといふこと、それをきちんと洗い出した上で、その政治活動の自由を制限しても止めなければならない弊害、それを除去するという限度で制限を掛けていくといふことが望ましいんだろうと、うふうに思います。簡単に選挙運動の規制という形で共通の土俵をつくる、一つのルールをつくるという形でその内容、制限の内容を決める、そういうものではないといふうに実は思っております。それが今回の改正案の内容といふふうになるかと思ひます。

いざれにしましても、一番意見として感じておりますところは、こうした改正案の審議が憲法改正の実質的な審議といふものとは全く性格が異なるものだございまして、そこはきちんと分離をして、憲法改正の審議といふものは、いつでも国民が望むのであれば、それをきちんと受け止めて、国会が審議をしていくことが重要だ

と思います。うふうも御清聴ありがとうございました。

○会長(林芳正君) ありがとうございます。

次に、福田参考人にお願いいたします。福田参考人。

○参考人(福田謹君) 弁護士をしております福田と申します。

本日は、憲法改正手続法についてのこの場で意見を申し上げる機会、与えていただきまして、大変ありがとうございます。

今日は、資料として、私のレジュメと、それから日本弁護士連合会、日弁連と申しますけれども、日弁連が作成、発表している意見書を二通御用意いたしましたので、適宜御参照をお願いしたいと思います。

最初にお断りをしておきたいのですけれども、私は日弁連の憲法問題対策本部というところに所属をして、日弁連の意見書作りなどにも関与をしておりました。本日も先ほどの資料をお配りをさせていただいております。しかしながら、本日は、日弁連の委員としての立場ではなくて、弁護士個人としての意見を申し述べさせていただくと

いうことにしたいと思います。それは大筋において日弁連の意見と重なりますけれども、一部異なるところもござります。そのようなものとしてお受け止めをお願いしたいと存じます。

憲法改正における国民投票の性質といふ点についてですが、改めて強調させていただきますけれども、著名な憲法学者、芦部信喜先生はその著書において、国民投票による憲法改正決定の方式と

いうのは、国民民主権の原理と最高法規としての憲法の国民意思による民主的正当化の要請とを確保する最も純粋な手段と言うことができる、こういふふうに述べておられます。

このような憲法改正というのは、まさに憲法制定権力なし改訂権力の発動でありますから、立派な憲主主義の理念に支えられ、それを具現したものでなければならぬと存じます。憲法改正国民投票は、それによって国民が自らの権利、自由を確保すべきものであって、国民が権力に對して何をどう守らせるのか、その規範の新たなる定立でござい

ます。そして、それは国と国民との在り方、これを受け止めて、将来の長きにわたって決定付けるものになります。

現行の憲法改正手続法は、仮に審議されてしまうと公選法並びの改正がなされても、根本的な部分に欠陥があつて、その対処がなされない限りは公平公正な国民投票が保障されず、このままでは実際に適用されるべきものではない、国民投票が実施され得ない、このことを強調させていたい

ということ、これは強く意見として申し上げたいと思います。

どうも御清聴ありがとうございました。

次に、福田参考人にお願いいたします。福田参考人。

○参考人(福田謹君) 弁護士をしております福田と申します。

本日は、憲法改正手続法についてのこの場で意見を申し上げる機会、与えていただきまして、大変ありがとうございます。

今日は、資料として、私のレジュメと、それから日本弁護士連合会、日弁連と申しますけれども、日弁連が作成、発表している意見書を二通御用意いたしましたので、適宜御参照をお願いしたいと思います。

最初にお断りをしておきたいのですけれども、私は日弁連の憲法問題対策本部というところに所属をして、日弁連の意見書作りなどにも関与をしておりました。本日も先ほどの資料をお配りをさせていただいております。しかしながら、本日は、日弁連の委員としての立場ではなくて、弁護士個人としての意見を申し述べさせていただくと

いうことにしたいと思います。それは大筋において日弁連の意見と重なりますけれども、一部異なるところもござります。そのようなものとしてお受け止めをお願いしたいと存じます。

憲法改正における国民投票の性質といふ点についてですが、改めて強調させていただきますけれども、著名な憲法学者、芦部信喜先生はその著書において、国民投票による憲法改正決定の方式と

いうのは、国民民主権の原理と最高法規としての憲法の国民意思による民主的正当化の要請とを確保する最も純粋な手段と言うことができる、こういふふうに述べておられます。

このような憲法改正というのは、まさに憲法制定権力なし改訂権力の発動でありますから、立派な憲主主義の理念に支えられ、それを具現したものでなければならぬと存じます。憲法改正国民投票は、それによって国民が自らの権利、自由を確保すべきものであって、国民が権力に對して何をどう守らせるのか、その規範の新たなる定立でござい

ます。そして、それは国と国民との在り方、これ

は憲法改正の下での国民投票の実施、これは必ずや確保されなければならない憲法上の価値はないのではないかと考えております。これは、衆議院において提出された修正案の附則第四条、特にその第二号に基づく措置がとられても、なお十分ではありません。憲法九十六條も憲法十四条もそれ

だと存じます。憲法九十六條も憲法十四条もそれ

を要求をしていると考えます。これは、衆議院に

おいて提出された修正案の附則第四条、特にそ

の第二号に基づく措置がとられても、なお十分で

はないのではないかと考えております。

反対派の間でその量、放送時間帯等に圧倒的な格差が生じます。極めて不平等な事態が現出すると

これは最低投票率の問題に関連しますけれども、選挙での投票率が大きく低下してきている現状で

は、根本規範たる憲法改正の正当性、これを基礎

付けるに足る賛成票というのがないままに憲法改

正がなされてしまうおそれ、これも感じないでは

存じます。また、現状で規制のないインターネットの使用や広告というものは、全く無秩序な状況を

呈するのではないかと危惧をされます。さらに、

された国民的熟議の下での国民投票の実施、これは憲法改正の下での国民投票の実施、これは必ずや確保されなければならない憲法上の価値はないのではないかと考えております。

国民投票がそのようなものであるためには、幾つかの最低限の要請ないし条件が満たさる必要がありますと存じます。一つは、国民投票手続が国民の主体的、能動的参画を保障するものでなければなりません。二つ目は、主権者である国民間でその参画の機会、これが実質的な公平、平等を保障される必要というふうに考えております。

日弁連は、憲法改正手続法について、二〇〇四年に与党がその法案の検討を始めたその時期から

時々の状況の推移に応じて会長声明なども発表してきております。

日弁連は、憲法改正手続法について、二〇〇四年に与党がその法案の検討を始めたその時期から

検討を行ってきておりまして、二〇〇五年二月には法案に対する意見書を発表し、その後も数次にわたる意見書を公表して提言を行い、また、その

年に与党がその法案の検討を始めたその時期から

時々の状況の推移に応じて会長声明なども発表してきております。

日弁連は、憲法改正手続法について、二〇〇四年に与党がその法案の検討を始めたその時期から

検討を行ってきておりまして、二〇〇五年二月には法案に対する意見書を発表し、その後も数次に

わたる意見書を公表して提言を行い、また、その

年に与党がその法案の検討を始めたその時期から

時々の状況の推移に応じて会長声明なども発表してきております。

しております。また、最低投票率の規定は必要不可欠であるという立場を取っております。もう一つお配りした二〇一九年一月十八日付けの意見書は、自民党的改憲四項目など憲法改正が具体的に提起される政治状況の下で、憲法改正手続法の適用がなされることがある場合に必要と考える最低限の措置を提言したものとなつております。

そこでは、改めて、テレビ、ラジオの有料広告放送について、賛成意見、反対意見の公平性を確保するため、国民投票運動のための広告、いわゆる勧説CMだけではなくて、意見表明のための広告、いわゆる意見表明CMですね、これも含めて規制の必要性の検討、そして対処を求めております。同時に、公費によつて、公の費用によつて広告を含む放送について平等かつ必要十分な放送枠を確保することを求めております。また、ここで最も最低投票率の規定を新設すべきものと提言をしております。

なお、私、参考人いたしましては、二〇一九年意見書中、広告放送の規制は意見の表明も含めて積極的に実施すべきであるといふうに考えておりまして、またインターネットによる広報及び広告規制の検討も必要不可欠だといふうに考えております。

そこで、公平公正な国民投票を実施するための不可欠の条件でございますが、一つ目、憲法改正案について、主権者民間において情報の共有、賛成、反対運動の意見表明の機会の実質的平等の確保、そのための措置が必要不可欠であり、また、インターネットを含めて有料広告規制と、その反面としての公費による国民投票運動の制度的保障のための措置、こういふふうにまとめて申し上げたいと思います。それから二つ目として、将来に禍根を残さないだけの憲法改正の正当性根拠、その根拠としての多数国民の賛成が制度的に保障することが必要であつて、そのための措置として、まずは最低投票率制度の導入が求められると考えております。

少なくとも、これらの措置を欠いた今までの憲法改正手続には、憲法制定権力である主権者である国民の意思の表明であるべき国民投票として根本的な欠陥がある、現行法の今まで国民投票が実施されたら、その欠陥が露呈し、憲法改正という国根幹を誤ることになりかねない、その意味で現行法は欠陥法であり、憲法十四条、九十六条に違反した状態であるといふうに考えております。

以上申し上げた意見を補強するものとして、これまでの国会審議から二点を指摘しておきたいと思います。

一つは、法制定時の参議院調査特別委員会の十九年の附帯決議、それから二十六年の六月の附帯決議でも再確認されますが、最も最低得票率制度の検討と、それからテレビ、ラジオの有料広告規制、これについての検討はいずれも本法施行までになされるべきこととされておりました。逆に言うと、この検討や措置がとられない限り、この法律は実施してはならないということになろうかと存じます。

もう一つは、法律の制定の前提とされた、日本民間放送連盟、民放連ですね、この考え方とのところがその後明らかになつて、このまでは法律の広告規制の不備の問題が顕在化してしまうということへの危惧でございます。

二〇一九年五月九日の衆議院憲法審査会では、野党側の立案担当者であられた枝野幸男先生が次のように述べておられます。すなわち、立法当時、民放連参考人の答弁によつて有料広告に関する量的な自主規制がなされるものと受け止めていたけれども、その前提が違うとなると、現行法は欠陥法だということにならざるを得ない、したがつて、現行法の今まで国民投票は施行できないということになります。当時の民放連の御発言が真意と違つていたという受け止めをした中で法律が作られたということです。もう一度当時に戻つて議論をし直さなければならぬ、このままではこの国民投票は使えません、こういふものでございました。

ただ、諸外国においても国民投票において有料広告を禁止している国は相当多くて、特にイギリス、フランス、イタリア、ポルトガルなどでこれを禁止する代わりに、無料広告放送枠を用意を存じます。

私は自身は、その公費による意見の広告の十分な機会を保障する制度、これが非常に重要なと思つております。逆にいうと、国民投票広報協議会の組織構成を改編をするとともに、政党等に賛否平等なものに改編をするとともに、政黨等に限らず国民に広くこれを開放し、国民が無償で、必要十分な質と量の意見の広告、これを発信し得るようなシステムづくりといたのを御検討いただきたく存じます。これが有料広告の禁止に代わるものに、それに足りるものとして、憲法改正課題にふさわしい放送時間、この枠を保障するものでありたいと考えております。

これらの措置はインターネットの意見の広告についても同様だと思います。これはこれから十分に検討すべき課題だと存じますが、付言を申し上げておけば、広報協議会による憲法改正案のその他参考事項の広報の手段は、現在、放送と新聞に付いてのみ法の百六条、百七条で規定されておりませんけれども、インターネットのホームページ開設による広報というのは、これは規定されておりません。これは必須だろうと存じますので、御検討をお願いしたいと存じます。

最後に、最低投票率制度の問題について触れておきます。

○古川俊治君 それでは、最初に自由民主党の古川俊治から質問をさせていただきます。

私は弁護士でございまして、今年で二十二年目の弁護士になります。ずっと執務を行つております。いわゆる五大事務所という事務所の一人でございまして、どういう弁護士かというのは大体お分かりいただけると思うんですけれども、そういう中でやつてきました。

私の経験から申し上げさせていただきますと、憲法というのは実は司法修習中もほとんど扱わないと、あれは、民事そして刑事、それぞれ弁護士で修習する、あるいは裁判官やるという手

続だけで、実は憲法の話というのには司法試験以来ほとんどやならないんですね。

実際、弁護士になつた後も、これ私、憲法で何か訴訟するということは今までなかつたです、正直申し上げると。ほかは全部使うんですね、これは民法、刑法、民事訴訟、刑事訴訟。大きい事務所ですけれども、刑法はちゃんと、収賄とかやつていましたので、そういう中で使うんですけど、これも、これ残念ながらその憲法というのが本当に國民生活とどのぐらい密接に関係あるかといふと、これほど離れちやつたものはないなといふに感じております。

一つ申し上げたいのは、例えば憲法の中にも書いていらないところ、学問の自由であれば大学の自治、あるいは信教の自由であれば政教分離、その下の効果目的基準、あるいは様々決まつているものつてありますよね、例えば横出し条例、上乗せ条例の話とかですね。そういうものについて、例えば民法ではやつたわけですね、この間、債権法で変えました。

その基本法である憲法の中にそういう、少し規律密度を厚くして、もうちょっと現行の判例を入れたような分かりやすい憲法、実質的意味の憲法と上田参考の方からありましたけれども、そういうものに近づけていくということをやるべきではないかというふうに思つておりまして、私は自民党でありますけど、別に自民党的原案といふのがそれほどないと思つていません。どちらかというと、もっと使いやすい憲法、我々が普通に弁護事務やつていて出てくるよくな憲法の方がいいのではないかと思つてているんですね。

その点について、ちょっと四人の参考人から御意見をいただきたいと思っています。

○参考人(上田健介君) 何というか、私、先ほど申しましたように、やっぱり憲法、日本国憲法は規律密度というか、それがやっぱり低いのは確かです。ですから、余り、何というか、例えば裁判の場で憲法を使う機会というのが少ないというの場で憲法を使う機会というの少ないと、うん、だは、多分それは関係していると思うんですね。だ

ほとんどやならないんですね。

実際、弁護士になつた後も、これ私、憲法で何か訴訟するということは今までなかつたです、正直申し上げると。ほかは全部使うんですね、これは民法、刑法、民事訴訟、刑事訴訟。大きい事務所ですけれども、刑法はちゃんと、収賄とかやつていましたので、そういう中で使うんですけど、これも、これ残念ながらその憲法というのが本当に國民生活とどのぐらい密接に関係あるかといふと、これほど離れちやつたものはないなといふに感じております。

一つ申し上げたいのは、例えば憲法の中にも書いていらないところ、学問の自由であれば大学の自治、あるいは信教の自由であれば政教分離、その下の効果目的基準、あるいは様々決まつているものつてありますよね、例えば横出し条例、上乗せ条例の話とかですね。そういうものについて、例えば民法ではやつたわけですね、この間、債権法で変えました。

その基本法である憲法の中にそういう、少し規律密度を厚くして、もうちょっと現行の判例を入れたような分かりやすい憲法、実質的意味の憲法と上田参考の方からありましたけれども、そういうものに近づけていくということをやるべきではないかというふうに思つておりまして、私は自民党でありますけど、別に自民党的原案といふのがそれほどないと思つていません。どちらかといふのがそれほどないと思つていません。どちらかといふのがそれほどないと思つていません。どちらかといふのがそれほどないと思つていません。

○参考人(飯島滋明君) 私、法の専門なんですけど、なぜか経済学部にいます。余り変なこと言つたら怒られるかもしれませんけれども、ちょっとお金のことだけまず考えちゃいますと、総務省の試算でも、憲法改正国民投票というのは八百五十億円すると言われているかと思うんですよ。頻繁にそれをやっていくつて果たしてどうなんだろうかと。済みません、余り算数得意じやないですけれども。

何が言いたいのかといいますと、憲法というのは基本的な国の在り方を定めるものですので、

から、あと、ただそれを条文を増やして規律密度を上げるというのは、それは、何というか、論理的にはあり得ると思います。

ただ、要するに、そういうような改正をするとき、これもちょっとと言わば大手術になります。それはそんな簡単に、何というか、ほいほいと議論をしてほいほいと案を作れるようなものでは多分なくて、まず、その前提のところからやっぱり、何というか、多分国民の方が、皆さんがそういうことを認識して共有していらっしゃるかというと、多分怪しいんじゃないかと思うんですね。だから、そういう前提のところの、今憲法ができるか、そういうところのかなだと思います。

あと、もう一つ関連して申し上げると、憲法をどういう働きをしているのかとか、そういうところからしっかりと議論をして、知つていただいてどうか、そういうところのかなだと思います。

裁判の場で生かそうと思つたら、今のもちろん違憲審査制度ございますけれども、いわゆる法律上の争訟というか、入口がすごく狭いというのが日本の裁判の仕組みですので、やっぱりそこを広げなきゃいけません。そのためには、多分、憲法裁判所をつくるというのは、これはそういう案も、考え方もありますけど、これまた大手術になりますし、私のような立場からいいくと、例えば法律を改正して間口を広げるなどはある程度までは可能なので、例えばそういうような議論もできるんじゃないかなと思います。

済みません、長くなりましたが。

○参考人(飯島滋明君) 私、法の専門なんですけど、なぜか経済学部にいます。余り変なこと言つたら怒られるかもしれませんけれども、ちょっとお金のことだけまず考えちゃいますと、総務省の試算でも、憲法改正国民投票というのは八百五十億円すると言われているかと思うんですよ。頻繁にそれをやっていくつて果たしてどうなんだろうかと。済みません、余り算数得意じやないですけれども。

何が言いたいのかといいますと、憲法というのは基本的な国の在り方を定めるものですので、

よっぽどこれはもう使い勝手が悪い、あるいはもうこんなことをしたらとんでもないということあるとあればそれは変えるを得ないということあると思つてますよね。じゃなく限り、あるいは解釈とかあるいは裁判所の判例なんかでこういつた趣旨の判例法みたいなのが現実的にどういうふうな御意見と伺つてよろしいでありますか。(発言する者あり)

○参考人(浅野善治君) 憲法にどの程度物を書き込むかと、こういう話になるわけですけれども、憲法は、やはり日本国憲法、七十数年も改正されないのでなかなかという感想は持つていてます。

○参考人(福田謹君) 私自身は、憲法が日常生活に意識をされない状態で社会生活が送られている状況というのはむしろ望ましい状態なのだろうと、うなふうに思つています。例えば、それこそ憲法九条で、それが議論の焦点にならざるを得ないような状況というのには余り望ましい状況ではないのだろうと、うなふうに思つてます。

ただ、それが必要不可欠なうな社会状況や政治状況になつた場合に、その是非や、それから頻繁にその内容を改正できるというようないふうなこと、そういう内容も書き込まれていいんだろうと、うなふうに思つてます。

ただ一方、ふだんの生活において憲法が常に登場してきて、憲法に違反するかどうかということが裁判所で争われるという姿というのは、これは決していい姿ではないんだろうと、うなふうに思つます。やはり、憲法を受けて作られていくところが裁判所で争われるという姿というのは、これは決していい姿ではないんだろうと、うなふうに思つます。つまり、憲法が登場してきて、そこはといふことだらうと思つます。やはり、憲法が登場してきて、そこはといふことだらうと思つます。やはり、憲法が登場してきて、そこはといふことだらうと思つます。

ただ、憲法というのは御存じのように硬性憲法を超えているんであれば、またそれは憲法が登場してきて、そこはといふことだらうと思つます。やはり、憲法が登場してきて、そこはといふことだらうと思つます。

ただ、憲法というのは御存じのように硬性憲法で改正しにくくようといふことで作られていて改正是ございまして、やっぱりそのときの政治状況とかといふことの中でその内容がころころ変わることには思ひます。

○参考人(古川俊治君) ありがとうございます。

次の質問もちょっと二問同時に質問しますので、全ての参考人にお答えいただきたいと思いま

○参考人(福田謹君) 済みません、御質問の趣旨なんですけれども、憲法というのが必ずしも身近な存在ではない、もう少し身近な存在として、国民の意識あるいは場合によつて裁判とかに使い勝手のいい憲法というのが望ましいのではないかと、そういうふうな御意見と伺つてよろしいでありますか。(発言する者あり)

○会長(林芳正君) 指名を待つて御発言をお願いします。

○参考人(福田謹君) 私自身は、憲法が日常生活に意識をされない状態で社会生活が送られている状況というのはむしろ望ましい状態なのだろうと、うなふうに思つています。例えば、それこそ憲法九条で、それが議論の焦点にならざるを得ないような状況というのには余り望ましい状況ではないのだろうと、うなふうに思つてます。

ただ、それが必要不可欠なうな社会状況や政治状況になつた場合に、その是非や、それから頻繁にその内容を改正できるというようないふうなこと、そういう内容も書き込まれていいんだろうと、うなふうに思つてます。

ただ一方、ふだんの生活において憲法が常に登場してきて、憲法に違反するかどうかといふこと

一つが、先ほど上田参考人から政治活動の自由というお話をありました。これは浅野参考人からもございました。精神的自由権の一つでありますので、その意味では極めて制限をしていけないという権利ですね。これ、今まで例えば憲法訴訟でいうと、LRA、レス・リストリクティブ・オルタナティブと、ほかにより抑制的でない手段があつたらそっちを取らなきゃいけないとか、あるいは目的と規制のやり方が完全な関係になきやいがなきやいけないとか、そういう考え方で捉えるわけですけれども、この場合に、インターネットあるいは政治資金という問題が出ております。

それが、今そのぐらい自明な、正直申し上げるところは、まだそれほどの根拠があるのかどうかといふことは、先ほど大阪都市構想の話を確かめたらどうかということあるんですけれども、やっぱり精神的自由権の規制ということになつてくると、かなり合理的な何か根拠がなきやいけないということになつてきそうなんですね。この点について、今我々のこの手続でも決めているわけですけれども、どうお考えになるか、ちょっとそれを教えていただきたい、これが第一問です。

第二問として、憲法の問題としてよく言われるのが、これは今、国家の在り方どうこうという話もあります。ただ、人権の今の在り方を考えると、もはや憲法の趣旨を生かすためには、これは国家と国民という関係ではなくて、例えば私企業、大きな私企業対私人関係においてもこの趣旨が生かされなきやいけないと。今は間接的に民事訴訟法、民事訴訟でやつてているわけですから、不法行為ですね。ただ、そうではなくて、考えた方がいいんじやないか、最近こうも思うところがあります。だから、その辺をちよつと御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(上田健介君) 大変難しい御質問で、すぐにお答えできる自信はないんですけれども。

まず一点目ですが、先ほどおっしゃった違憲審査基準というのは、要是學說が主張をしている通説的な見解でして、必ずしも日本の判例がそういう立場に立つてゐるとは限らないというか、かな

り怪しいと私は思っています。

と申しますのは、要するに公職選挙法というのは、べからず集で、大変規制が厳しいんですけども、學說は、やっぱりそれはおかしいんじゃないかということを多くの先生はおっしゃるわけですけれども、判例は違憲だと判断していないわけですね。合憲だと判断しててますので、緩やかなんですね。だから、それを前提にすれば、こういうことを、今回の場合のような検討するかもしれない規制についても判例は合憲だと判断する可能性はあると思います。

あと、じゃ、おまえはどう考えるんだというところは、ちょっとこれ大変難しくて、ちょっとと無

責任に言うと、比較憲法によつても、多分アメリカ憲法を中心に見られている先生方は割と厳格に

考へられると思います。こういう精神的自由とい

うのは、表現の自由すごく大事なので、やはり厳

格に見なきやいけない、だからできるだけ自由

じやなきやいけない。

ただ、欧洲、ドイツ、フランス、あるいは私はイギリスですけれども、欧洲の方だと割とこれ、福田参考人の資料にもございましたように、割と

規制を認めるんですね。だから、ここは国柄によつてもちよつと考へ方が分かれるところかな

と思いますが、じゃ、日本はどうなんだろうというところなのかなと思います。

次、二点目ですが、これも大変難しい御質問でして、最近の若いというか中堅、若手の論者の中には、憲法の見方というのはやはり社会全体についての、やはりもつとそういう何というか

規範を含むものじやないかという、そういう見方が出ております。フランスなんかがそうだと

思ふんですけれども。

ただ、私、割とちょっとそこは古い考へでし

て、そこまで広げてもまあありながらもそれい

ません。ですので、その観点からいと、じゃ、そ

のCM規制なんかどうなのかというの、やはりいろいろ議論があるんだと思います。ちょっと

時間の関係でこれぐらいにさせていただきたい

思います。

二つ目の質問でそれども、これもドイツなんかでは非常に問題になつている問題でございまして、あくまで憲法というのは国に対するアブヴァアレヒト、要するに防衛権だという感じなんですけど、ただ、そうはいつても、今おっしゃったよ

うに、企業なんかに対して、じゃ、人権保障をし

なくていいのかというのは、やっぱりドイツでも第三者効力ということで議論されているところも

あります。余りこれをやり過ぎてしまうと、じゃ、国が何でもかんでも入つてしまつてしまう、家庭の中に入つてしまつてしまうということで、そ

こはいいんだろうかというのは非常にやっぱり議論難しいところだと思います。

ですので、ちょっと私も余り入り過ぎるのはどうかなと思いますけれども、やっぱり児童虐待防

止法とか高齢者虐待防止法というのはむしろそつちの方に入り込んでいる法だと思いますので、そ

ういう傾向は、多少はやっぱりやむを得ないのかな

なというところは思つていますけど、國対個人の権利というのは、やっぱりそこは崩きない方がいいというのは私の考へです。

○参考人(浅野善治君) 二点とも大変難しい問題で、なかなか答へ方に困るんですけれども。

一点目、最初のその政治活動の自由あるいは表

現の自由ということに対する制限といふものについてどれだけの根拠というものが必要なのかと、

こういう話だろうと思いますが、先ほど上田先生

からもお話をあつたように、アメリカとやっぱりヨーロッパってかなり考へ方が違うんだろうといふうに思います。そういう意味からすれば、

じや、そこはその制約を、制限掛けてもいいのか

と、こういう話になるんですが、こういう政治活

基本的には。

ただ、やっぱり、その例えは公職選挙法というのは、べからず集で、大変規制が厳しいんですけども、學說は、やっぱりそれはおかしいんじゃないかという観念というのは国家も縛りますけれども、じゃ、それは私人間同士だったら平等はなしでいいのですかという話をなつてきますので、まあ全く同じけれども、判例は違憲だと判断していないわけですね。合憲だと判断しててますので、緩やかなんですね。だから、それを前提にすれば、こういうような、今回の場合のような検討するかもしれない規制についても判例は合憲だと判断する可能性はあると思います。

あと、じゃ、おまえはどう考へるんだというところは、ちょっとこれ大変難しくて、ちょっとと無責任に言うと、比較憲法によつても、多分アメリカ憲法を中心見られてる先生方は割と厳格に考へられると思います。こういう精神的自由といふのは、表現の自由すごく大事なので、やはり厳格に見なきやいけない、だからできるだけ自由じやなきやいけない。

ただ、欧洲、ドイツ、フランス、あるいは私はイギリスですけれども、欧洲の方だと割とこれ、授業でやつてもどつちも一時間ぐらい話せそうな内容なんですか、すごい簡潔に話させていただきます。

○会長(林芳正君) 時間が限られていますので、大変恐縮でございますが、参考人の先生方に

は答弁を簡潔にお願いをいたしたいと思います。

○参考人(飯島滋明君) ありがとうございます。

これ、授業でやつてもどつちも一時間ぐらい話せそうな内容なんですか、すごい簡潔に話させていただきます。

最初の話というのは、本当アメリカの憲法判例の裁判所の流れで、本当に先生も失礼ながら勉強されているなどという感想を持ちました。申し訳

ないでです。そういうわけじゃなくて、ほかにして

いるとかじやございません。

なぜ表現の自由が英語で言うブリファードポジションを与えられるのかといいますと、民主制に

資するというのが一つ根拠として挙げられると思

うんですね。他の権利、自由とは違つて民主政

治に資するからブリファードポジション、優越的

地位が表現の自由を始めとする精神的自由に与え

られているという考え方からしますと、もしその

民主制というのに逆行するような効果を与える

ものであればそこは規制をしていいだらうという考へ方は、実はアメリカにもないわけではございません。ですので、その観点からいと、じゃ、そのCM規制なんかどうなのかというの、やはりいろいろ議論があるんだと思います。ちょっと時間の関係でこれぐらいにさせていただきたい

動の自由とか表現の自由というのは極めて恣意的
に制約が掛けやすハ内容でもあるんですね。

参考に、そういうった点を参考にしながら検討して
行きたいなとうふうと思つております。

くないといふことを言つたとしても、必ずこれ、数年間こ一度、投票の機会上ひうのはあります。

投票というのは権力者に悪用される可能性があるところでも非常警戒的になっています。

卷之二

卷之三

いさかいかでひきのれ思ふ一香りまつ

数々聞に一度 投票の機会がないのは何

「おまえの夫宮は警戒心白け見ゆ本一いぢつて

ですから、そういう意味では、なるべく厳格な
その根拠といふものは求めらるべきだというふうに
忘ひますが、余り厳格過ぎると、じや、それ動か

二点目の問題については、最近の、例えば民法というのの役割というのは、憲法がその日常、私
人間の中で生かされていく、そういうものとして

万が一そこで投票できなくなつたとしても、数年後に、あいつはということで、いい政治家だから入れよう、あるいは悪い政治家だから落とそうとも思つた。」

ドイツでは、ワイメーレ憲法時に国民投票といふのはいろいろやられていましたけれども、あるいは、ヒトラーというのは、一九三八年のオーストリア併合の際に、国民投票を実施して併合を承認された。これは、ヒトラーが大統領選挙で勝利した後のことである。

やはり国民全体から見て、これは制限されることはやむを得ないよね」ということが説明できる根拠については、決めて手なかなというふうに思います。それから、二点目の、私人間の関係について、

の民法だという、そういう議論というのも有力にされているというふうに存じております。そういう意味では、私人間の効力の中でも憲法の精神が、ストレートではないかもしけないけれども、生かされていくことは非常に重要なことだというふうに感じております。

いうその機会というのはあるわけです
ですけれども、これ、先ほど申し上げさせていた
だいたいかと思いますけれども、憲法改正に関し
ては、一回そこで投票し損ねたら、もしかしたら
一生できないかも知れないと、取り返すというこ
とが果たしてできるのかどうかという、そういうつ

トリア併合も国民投票で正当化しています。国際連盟脱退、一九三三年もですけれども、国民投票で正当化しています。そういう形でどんどん自分の地位を国民投票で正当化していくという歴史がありますので、実はやっぱり国民投票には警戒的な歴史があります。今ドイツの憲法 グルン

そこにも規制を及ぼすべきじゃないかと、こういふ話なんですが、やっぱりそこは権力というものを規制をするということが一番基本なんだどうと

○古川俊治君 終わります。
○江崎孝君 どうも先生方、ありがとうございました。
した。それぞれに大変勉強になりました。

た点でまず一つ大きな違いというのがござります。す。そこで、憲法改正の国民投票法を作るに当たつては、もちろん公職選挙法も綿密に作らな

トゲゼツツ、基本法ですけれども、一切国民投票で決めるべき事項はやられていません。

ですので、権力者が出したものに関して、本当にそれでいいのかというのをしっかりと確認する、確認

ですから、その私人間の関係であつても、権力的な、まあ権力的なということをどういうことか
いうと、やっぱり一方的、形成的に関係がつくり上げられてしまうようなそういう関係があると
すれば、そこは何らかの形でそこに規制が入つて
いくというのはいいんだろうと思いますが、そう
うことではないんだとすれば、やはりその私人
間のそれぞれの立場というものが尊重されるべき
こういうふうに思いますので、その私人間の関係が
これだけ権力的になつてしているのかどうかといふと
いうのが一つ決め手になるんじやないかなと、そ

時間の制約ござりますので、私は飯島先生に意見を少し深掘りしていただきたいという、そういう思いで質問させていただきます。

人を選ぶ選挙と憲法改正の是非を問う国民投票には制度の目的、趣旨に根本的に違いがあると先ほど説明をいただきました。国民投票法と公職選挙法を並びにすることは極めて問題だと私も考えております。その部分の先生のお考えをもう少し詳しくお話しください。よろしくお願ひします。

○参考人(飯島滋明君) 御質問ありがとうございます。

きやいけないというのは当然ですけれども、それ以上に、本当に抜かっている人がいるのかということに関しては綿密に点検する必要があるというふうに考えていて、

二つ目ですけれども、その投票の対象の提供のされ方ということですけれども、選挙というののは必ず、例えば今年の十月までには衆議院選挙があるといったように法律に定められていますので、必ずこれも提供されます、法的に。

ですけれども、憲法改正国民投票に関しましては、衆議院の先生方、参議院の先生方、三分の二

する機会とというのが必要なんだと思います。そういうのは二つ目になります。

今度、三つ目ですけれども、投票の及ぶ期間あるのは地域ですけれども、選挙の場合は、例えは参議院の場合は六年後に必ず選挙があります。国民の審判を受けるわけですけれども、繰り返しになりますけれども、これも憲法改正の場合は何年になるか分からず。

地域の話、今度させていただきますけれども、衆議院の小選挙区であればその地域だけかもしれないけれども、憲法改正といえば沖縄の投票権

(参考人)福田護君 一点目ですが、特に今当面している広告規制の問題と、それから表現の自由の問題、これが大きな焦点になつてくるのかなとうるうには思つておりますが、これは、その問題について言えれば、憲法改正という非常に重要な話題と、それから表現の自由といふことも重要な価値、その中で、憲法上の価値同士の衝突の中で、こういう折り合いをつけていくのかという問題なんだろうなというふうに思つております。だから、そういう意味でも、外形的な規制で内容の規制にわたらないような方法とか、いろいろ論理の問題、議論がされておりますけれども、その点を

まず、人を選ぶ選挙と憲法九十六条で定められた憲法改正国民投票について何が違うのかと。これも授業なんかやつたら一時間で終わるかどうかという題になってしまふかもしませんけど、簡単に三つ言わせていただきたいと思います。

一つは、主権者として意思表示ができる機会の話、二つ目として、どうやってその国民投票あるいは選挙にかけられるのかという対象の話、三つ目として、影響が及ぶ期間あるいはその地域の話をさせていただきたいと思います。

主権者として意思表示ができる機会の違いですがれども、選挙の場合というのは、必ず数年間に一度というのはあるんですね。投票者がやりた

以上が賛成して、じゃ、これを出そうといったその題だけなんですね。国民がこの題について投票したいとかということは、今の憲法九十六条ではそうなつていません。そうであれば、対象の提示のされ方というのも違います。

これはフランスの憲法学でブレビシットということが言われますけれども、例えばナポレオン一世、ナポレオン三世、ドイツの場合ですとヒットラーですけれども、国民投票を使って自分の地位とか権力というのを強化していくんだよね。よく政治的独裁者ほど国民投票を好むということが言われますけれども、フランスに関しましては、そういった考え方があつて、ブレビシット、国民投票

が実は北海道まで関わると、全国に関わるわけですか。こういったように、だから、地方だからとかいう話じゃなくて全域に関わると、いろんなところでこういう違いがあるということは紹介させていただきたいと思います。

この問題で、ちょっと済みません、長くなってしまいますが、れども、繰延べ投票の告示期間の短縮のことを考えますと、やっぱり先ほど私申し上げさせていただいたかと思いますけれども、例えばどこかの地域で繰り延べましたといったときに、そこだけ繰り延べればいいのかという話が出てくると思うんですね。少なくともですけれども、開票に関してはこれでいいと思います。そ

こちら辺もやっぱり御議論いただければというふうに思います。

ですから、外形的事項だから単純でいいということは言えないんじやないかということは、先ほどから申し上げさせていただいている内容になります。

○江崎孝君 ありがとうございます。

私も、国民投票は、例えて言えば日本国全体を選挙区とする最大の小選挙区制度みたいに考えるわけですね。

どこかの地域で自然災害が発生した場合、投票実施が困難になった場合は、その地域の国民だけ縦延べ投票することはできない。なぜならば、既にほかの地域の投票結果が判明しているからです。縦延べするならば、全国一律、ある程度の期間を設けて行わなければならぬ。そうしないと投票の公平、公正性が保てない。都道府県単位が最大の選挙区である公職選挙法とは全く違うと私は思います。それと並びに扱うことによしとした発議者の意図が全く分かりません。

先生おっしゃつたように、二〇〇五年の最高裁判決で、在外投票に関して公平公正、法の下の平等に違反すると憲法判決が出ました。私は、今回の提出の国民投票法案も、このまま成立すれば違憲訴訟となり、再び違憲判決もあり得ると思っていますけれども、飯島先生のお考えをお聞きします。

○参考人(飯島滋明君) 先ほどの私の主張とちょっと重なつてしまつてあるかもしませんけど、御容赦いただければと思います。憲法は、前文及び

この条文を見ますと、国民投票やましょうなんに縦延べ投票を逃さないように綿密な制度設計というのが必要だと思いません。やつぱりそこが問題になるのではないかと思います。やむを得ない事由だと言えるのかと、やつぱりそれは言えないのではないかと思います。

こう考えますと、実はこういつた状況がないのに投票できないということで、最高裁判所の判例に照らしても憲法違反とされる可能性といふのはあるのではないかと思います。

繰り返しになりますけれども、要介護五人の人たちに今の郵便投票というのは限定されていますけれども、やつぱり三でも正直言つて私は厳しいんだと思います。新型コロナウイルスに感染して保健所の指示で投票できない人たちがいる、自宅でいる、あるいは宿泊施設にいると言われている人たち、これがやむを得ない事由と言えるのかどうかと、こういつた人たちに対する投票できない状況を放置しているということは、これは裁判所の言葉を使えば立法不作為であつて、最高裁判所の判例に照らしても憲法違反とされる可能性というのは私は否定できませんじやないかと思います。

あとですけれども、国民が投票できるということに關してもよつと言わせていただきたいなと思いますけれども、二〇一六年のあのイギリスのEU離脱に関する国民投票、あるいはアメリカの大統領選挙についてですけれども、ケンブリッジ・アナリティカ社が影響を与えた事例というのがやっぱりあるかと思います。外国政府、あるいは

ない限りを除き、外国にいる日本人が投票できない、これは憲法違反だというふうに十五条一項なんかを挙げていますけれども、だけではございませんかと申しますけれども、投票できない国民せん、最高裁判所は憲法違反だというふうに言っています。

先ほどから申し上げさせていただいているかと

思いますけれども、やっぱり選挙と違いますと、一回投票したらもう一生できないかもしないで、洋上投票であるとか不在者投票といふのはやっぱりどうなんだうかと。やっぱりそこが

思いますが、やつぱり選挙と違いますと、先ほど申しましたけ

ども、洋上投票であるとか不在者投票といふのはやっぱりどうなんだうかと。やっぱりそこが

はですけれども外国の企業なんかが日本の憲法改正在に対し影響を及ぼすような事態、これが國の在り方を決めるのは國民という國民主権から正当化されるのかというの私は真摯に考えた方がいい

いんだと思います。

そう考えますと、なぜこの話をしたかといいま

すと、こういつた状況が放置されているまで、じゃ國民投票やりましょうなんて言つたら、場合によっては、やっぱり國の在り方を決めるのは國民だという國民主権から正当化できるのか、憲法違反ということになりかねないんじやないかといふ邊りも発言させて、証言させていただきたいと思います。

○江崎孝君 ごもつともだと思います。

先生今言われたように、非常に憲法違反の疑いが強い本法案です。これほど不備な法案が衆議院で成立して参議院に送られてきたことに対して、私は立憲制に基づく法治国家としての議論の未成

が成立すれば、憲法改正の審議や発議が可能になります。

先生今言われたように、非常に憲法違反の疑いが強い本法案です。これほど不備な法案が衆議院で成立して参議院に送られてきたことに対して、私は立憲制に基づく法治国家としての議論の未成

し、これも先ほどから申し上げさせていただいているかもしれませんけれども、投票できない国民がいるというのは、最高裁判所の判例に照らして憲法違反なんですね。そこが、私、今の法改めて、言い方ですけど解消されているというふうには私は思えません。ですから、こんな状況で憲法改めての発議なんというのは、それこそやつぱり選挙と違いますと、先ほど申しましたけ

ども、洋上投票であるとか不在者投票といふのはやっぱりどうなんだうかと。やっぱりそこが

思いますが、やつぱり選挙と違いますと、先ほど申しましたけ

ども、洋上投票であるとか不在者投票といふのはやっぱりどうなんだうかと。やっぱりそこが

さつき私は医療体制の話もしましたけれども、実は昨日、大学からここに来るとき、学生の相談を受けまして、もう経済的に苦しいんだ、何とかしてくれ、どうにかならないかという学生から相談を受けてきました。一人や二人じゃありません。もう授業料、バイトがないということで、やっぱり、授業料どうしようかという学生、少なからずいるんですね。その学生たちが憲法二十六条に言う教育を受ける権利が保障されている結果たして言えるのかどうか。聞くだけではやっぱりこつちは心が痛いですよ、正直言つて。バイトがもうなくなってしまっている、ですからもう働けないんだという学生。あるいは、親が倒産して数千万円の借金を抱えているという人たち。そういう人たちに対する対策の方が私は先なんではないかというふうに思います。

さつき、世論調査で新聞が五〇%だ七〇%だという議論見ましたけれども、先生方の周りでそういう言っている方ってどれぐらいいるんですかね。私は、学生見ていても、いないですよ、ます。ですから、やはりそこを少し考えていただければとうふうに思います。

○江崎孝君 今度、上田先生にちょっとお聞きしたいんですけども、先生、論文読ませていただきました、ありがとうございました、イギリスの憲法改正の論議を。そこでも先生、熟議ということを結構書かれていますし、これ、今日も熟議という言い方をされました。やっぱり先生の論文の最後に、国民の間で丁寧な時間を掛けた議論が必要である、こういうことも言われています。

今ちょっと議論を聞かれて、あるいはこの間の衆参でのこの憲法の改止手続の法案に関する熟議の在り方も含めて、果たしてこれが先生が言われる熟議がなされているのか、丁寧な議論なのか、どうお考えですか。

○参考人(上田健介君) よろしいですか。

熟議にはなっていないんじゃないですかね。ただ、この法案については、何というか、ただ、そ

の憲法本体のやつぱり議論とこの手続の在り方に於いてのやつぱり議論というのは、私はもちろん全く別とは言ひませんけれども、やつぱりちょうど次元は違うとは思ふので、しかも、今回の改正案についてはすぐごくテクニカルな話ですので、何というか、そういう意味では、何というか、そんなに問題はないのかなとは思います。

○江崎孝君 精いつぱいの回答、ありがとうございます。熟議なされていないということですよ。よろしくお願ひします、皆さん。

最後に、飯島先生にお聞きします。

今議論されていただけて、最後、これから

ました。ありがとうございます。
まず、上田先生にお伺いをさせていただきたいと思います。
今も少し言つていましたけれども、先生の方で
イギリスの方の憲法を含めた勉強をされているとい
と、研究を、済みません、研究をされているとい
うこと、先生の論文も読ませていただいたんで
すけれども、イギリスの憲法と日本の憲法で一番
違うところが成文化されているかどうかというと
ころだと思います。
イギリスの場合には、憲法典という日本ではう
憲法みたいな文書というのはもうないというよ

ただ、逆に、私が見ているとイギリスは本当に、日本人は謎なんですけれども、成文がないことに、なにけれども、やっぱり何が大事な価値なのかとか何が大事なものなのかというのをやつぱり長い歴史の中で、国政の当事者だけじゃなくて、マスコミとか国民党とかやつぱり広い範囲で何かその価値観は共有されているように外部からうかがえるんです。

日本は、逆に、日本国憲法がありますけれども、そこに、あるいはそこの中にあるような基本的な価値観とか、そういうところが、何といふか、本当にきちんと共有されているんだろうか

我々のこの審査会でやるべきこと、どういう考え方、どういう方向性がいいかということだけお聞きして、私の質問を終わります。

○参考人(飯島滋明君) いろいろ言わせていただきたいので、余り繰り返しになるのもどうかなと思いますが、やっぱり今の憲法改正国民投票法に関してはまだ審議尽くすべき、あるいは法的対応すべきところというのは少なからずあるようだな感じがします。国民主権という以上、多くの国民ができる限り適切な状況の下で投票できる環境を整えるというのは、やっぱりこれ国會議員の先生方の本当に役割だと思います。今日、耳に痛いこと、頭にくることも言つたかもしれないけれども、そこら辺を踏まえた上で審議いただければと思います。

正直言つて、衆議院の審議というのはもうずきんもいいところだと思います。ですので、良識の政府として参議院の審議で、やっぱり數の政治に対する理の政治ということで、これがおかしいんだというところはしっかりと審議していただければと思うふうに思います。

○江崎孝君 終わります。

○伊藤孝江君 公明党の伊藤孝江です。よろしくぞれ個性的なというのか、本当に様々な価値観の御意見を聞かせていただいて、本当に勉強になりました。

四名の先生方、本当に忙しい中、大変、それお願いいたします。

な中で、判例であつたり慣習であつたりいろいろなものを持めて憲法として捉えて、皆さん、国民にも検討いただくということなんだと思います。けれども、その成文がない憲法と比較をした場合に、日本には憲法典という形で明確に文書としてあります。そういう中で、憲法の改正、その前提となる憲法の意義だつたり解釈だつたりといふようなことをしっかりと議論をしていくに当たる、日本の憲法の議論の中では、成文だからこそできることであつたり、また、そのイギリスと比較をして、こういう点を成文だからこそ気を付けていかなければならないんじやないかとか、そういうふうな観点でもしこれまでに御検討されたことがあります。したがって是非教えていただきたいと思います。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。
価値観の共有つて本当にすうじ難しいところあります。まず、そのいろんな価値観があるということを、例えば今日であれば四名の先生方がそれぞれ御見解をお話しいただいて、ああ、こういう考え方ができるんだということを教えていただきたいことができる。でも、なかなか通常の場合であれば、ある価値観に基づく見解を、解釈論を聞くことはあっても、じゃ、それと対立したらどうなんだろう、対立までは行かなくても違う価値観を少し入つたらどうなんだろうというようなことを國民の側からすると学ぶ機会であつたり触れる機会というのが少ないかなというふうにも思うんですけれども。
そういう点で、國民の皆さんにいろんな価値観に基づく考え方ということを触れていただく、知つていたらしくということに当たり、もっと今私たち国会側が努力をしなければならないんじやないかと思われる点について、是非四名の先生方に一言ずつ教えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。
○参考人(上田健介君) 先ほど申し上げた繰り返しになりますが、國会でやっぱり先生方が多様なところもありますので、何というか、どっちもどっちだと思はんですかれども、そういうところでござります。済みません。

な意見を出して議論をしていただくと、それは、でも、先生方の議論がやっぱり国民がそれをやっぱり耳、目にし、またそれで意見を持ったり、あるいは新しい情報を得てまた考え方を展開させたと思いますので、議論をやっぱりしていただきたい、それを国民に見せていただきたいと思います。

○参考人(飯島滋明君) ちょっと私が質問の趣旨捉え違えていたら申し訳ございません。

憲法に関する多分いろんな考え方があるんだと、それを提供するというのが国会議員の役割なんだという質問の趣旨かなというふうに思つたんですけれども。

先ほど、私、福田参考人の話を聞いて思つたんですけれども、フランスの憲法学者と話しているときなんですかとも、憲法が国民の間で議論になつてゐるなんというのはよっぽど政治がおかしい証拠だということを言われたことがあるんですよね。憲法というのは何かといいますと、権力者がどうあるべきかというのを縛るものであつて、基本的に国民は関係ないと、それが国民に下りてくるといふのはよっぽど政治がおかしいんだろうということを言われたことございました。

ですので、もちろんそれは国会議員の先生方にいろいろお考えあると思います。今の憲法のまゝじや国民生活を守れない、だからこういふうにやるべきだという考え方があるかもしれませんけれども、国民の間からその声が私は上がつてゐるといふには、ちょっと私はやっぱり思えないんですよね。そこも価値観の違いかもしれないけど。

そうであれば、国会議員の先生が何とか火をこして、やろうよとやるのが適切かどうかといふのはやつぱり検討の必要があるのかなといふうに考えています。

○参考人(浅野善治君) 憲法というものについてどう考えるかと、こういふことになるんですけど、例えば、その憲法典が決まつていて、憲法の条文があるということだとしても、例えば安全保

障法制の議論で見て分かるように、同じ憲法に合憲だといながらも物すごく考え方方に幅があるわけですね。そういうことで国民がもう大きな議論になると、こういう話がありますよね。

いろんな多様な価値観の議論というものが、じや、どこでどういうように国民が取り上げられ議論されることが望ましいのかといふことなんですが、まさにそれはこの憲法審査会の場なんだろうというふうに思います。

ですから、日頃から憲法に関するいろんな考え方の対立があればここでその議論をしていただき、自分たちの考えている憲法価値観が憲法審査会の中しつかり主張されているよね、しつかり議論されているよね、それでどういう形の結論になるんだろうなということが、その憲法の議論を国会が見せてくれること、これが物すごく大事なんだろうというふうに思いますね。

ですから、そういう意味では、憲法改正のその実質の議論というものをこの憲法審査会の場で常にやつていただきたい。もし国民が感じるんであれば、憲法について変えたいとか憲法について不安だとかと思うんであれば、常にこの場でやつていただきたい、そう思います。

○参考人(福田謙君) 今現在私たちが直面をしている問題に即して言うと、例えば私が申し上げた広告規制の問題ですね、この広告放送規制の問題について、それを先送りにして、そして手続部分、形式的な部分だけ合意が得られないかということで、政治的に国会の中で一定の合意ができるようになつていて、その上で国民投票というのが先にあるんだというふうに思っています。

それってやっぱり、もっと本当にどこが違うのかということを、今多分考えてること、それぞれ各先生方で違うと思うんですね、この国民投票手続法についてですね。そこはやっぱりそれぞれの各党、それから各先生方が自分はこう考えるといふことを明確に、その附則第四条なら第四条についてしていただくといふところから議論が始まつてないかといふうに思います。

○参考人(飯島滋明君) ちょっと私が質問の趣旨が違えていたら申し訳ございません。

憲法審査会の在り方にについてお話をいたしましたが、浅野先生、今もおつしやつていただきたい

僭越ながらそういうふうに申し上げさせていただきたいたいと思います。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

浅野先生にお伺いをいたしました。

先ほどのときにも、憲法審査会の在り方について、通常の法案とは違う位置付け、意味付けを持つてしつかりと議論を進めていくべきだというふうに思つたからです。

そこで、まだ今も、間断なくといふうに持つてしつかりと議論を進めていくべきだというふうに思つたからです。

○参考人(伊藤孝江君) ありがとうございます。

上田先生にお伺いをさせていただきます。

先ほど来、国民の皆様にどう理解をしていただかといふことを、今多分考えてること、それぞれの各党、それから各先生方が自分はこう考えるといふことを明確に、その附則第四条なら第四条についてしていただくといふところから議論が始まつておられるイギリスでは、先ほども少しありますけれども、EU離脱の関係での国民投票で、憲

法改正とは違いますけれども、国政の大きな重要な課題について投票がなされたという経緯があります。

問題自体が複雑なのか簡単なのかなどと、シンプルに見えて、やっぱりいろんな論点もあって複雑な問題だと思いますし、それに見合う形で、議論であつたりいろんな取組が国としてなされたかどうかというのは、私自身がそこまで詳しく分かつてているわけではありませんけれども、国民投票をイギリスという国がしたと、その今回の経過の中で、日本がこれから国民的議論を、何かをしていくときに、しっかりと提示していこうといふ中で、学ぶべき点、考えるべき点というのを、先生がお気付きになられた点がありましたら、是非教えていただければと思います。

○参考人(上田健介君) ちょっと私もEU離脱の経過について詳細にどうか調べたわけではないので、ちょっと少し一般化して申し上げますが、やっぱりいきなり例えば案が出るわけではもちろんないわけですね。その前にやはり議会で議論があり、そして、例えば憲法委員会、貴族院には貴族院憲法委員会という、ことと同じような組織がござりますが、そこでは例えばテーマを決めて議論をして、様々な専門家の意見も聞いて、その議論を通して、何を評価をしたといふこともない。憲法議論に参加していないし、現行憲法に関して何か評価をしたといふこともない。憲法議論に参加していないし、現行憲法が国政進出するに際して憲法議論して、私たちが國政進出するに際して憲法議論して、今の現行憲法の一番の問題点というのは、その憲法制定権力者である国民がまだ一度も参加していない。憲法議論に参加していないし、現行憲法において何か評価をしたといふこともない。だから、現行憲法に対して日本国民の皆さん、すなわち憲法制定権力者がどういうふうに考えていいのかということをまず国民投票にかけてオーバーライズすべきであるところからスタートしているんですね。

だから、この憲法制定権力者の評価を得ずして今まで同じ問題というのが継続していれば、またその前の報告書を基にして次また議論をしていくと。

そうしたら、やっぱりだんだん記録が積もり積

もってきますし、それが全部やつぱりオープンに

なりますので、もちろんそれを一般の国民の方が

全部見ていくと思いませんけれども、マスク等

を通じて、先ほど申し上げた、豊かなあるいは

様々な意見というのがその議会の場から公の場に

提出されているわけですね。そういうようなことについては参考になるのかなと思います。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○浅田均君 日本維新の会、浅田均と申します。

今日は、四人の参考人の先生方、貴重な御意見を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。

私は日本維新の会、この憲法審査会に参加しているグループの中では一番遅れて国政に参加したグループであるというふうに思っています。

私たちが国政に進出するに際して、国政議論といふことで、憲法ももちろん、党を立ち上げるとき、あるいは国政に進出するときいろいろ議論をさせていただいているんですけれども、中で、今日もまた四人の参考人の先生方、とりわけ福田先生、それから上田先生、飯島先生、それから浅野先生、皆さん全員ですけれども、立憲主義による政治ということを御発言いただいております。

私は理解、すつきりはしないですけれども、そ

ういう形で承認はしてきているんじゃないかといふふうな評価をしています。

以上です。

○参考人(飯島滋明君) 質問ありがとうございます。今日は本当に九十分じゃ語り尽くせない

ような議論をいたしました。

恐らく今の憲法が法的に無効なんじゃないかと

いう問題意識があるのかなという感じは受けたん

ですけれども、今の憲法ですけれども、やっぱりボツダム宣言を受諾した以上、やっぱり憲法改正

というのは一つの条件とならざるを得ないのかな

というの私が認識でございます。

私の認識でございます。

○参考人(浅野善治君) 今の日本国憲法をどう評価するかという問題があるんですけど、例えば、憲法の前文には、日本国民はこの憲法を確定するというようなことが書いてあるわけですよ。それについて、それはおかしいよといふ国民党がいるかというと、ほとんどないわけですがね。そういう意味からすると、やはり今の日本国民といいますか、今の国民は今憲法といふものを受け入れているんだろうといふには実際基本的には思います。ただ、憲法改正の議論が起きるとか、あるいは今回緊急事態条項が必要だといふような議論が起きてくるというようなことといふのは、やっぱり憲法的に見ても、その辺のこところは少し考えた方がいいんじゃないかといふ声が上がっているんだろうといふようにはやはり思うわけですね。

ですから、そういうところについてはしっかりと

国民の意思を確認するという意味で、仮に国民投

例え仮に憲法改正の国民投票がなされることがあれば、結果として、結果としてといふか、オーライズ皆がしたということにはなるのかもしませんが、でも、実際そこまですつきりしたことないじやないかという問題意識もあるのかなと、違うたら申し訳ないんですけども、やっぱりそれも、本当に国民がこれ必要だと思つたらそれぐらい言い出すんじゃないかなと思うんですよね、そこは違うと思われるのかもしませんけれども、それを承認してきて七十年たつているのではないかと私は理解、すつきりはしないですけれども、そ

ういう形で承認はしてきているんじゃないかといふふうな評価をしていています。

以上です。

○参考人(飯島滋明君) 質問ありがとうございます。今日は本当に九十分じゃ語り尽くせない

ような議論をいたしました。

恐らく今の憲法が法的に無効なんじゃないかと

いう問題意識があるのかなという感じは受けたん

ですけれども、今の憲法ですけれども、やっぱりボツダム宣言を受諾した以上、やっぱり憲法改正

というのは一つの条件とならざるを得ないのかな

というの私が認識でございます。

私の認識でございます。

○参考人(浅野善治君) 今の日本国憲法をどう評

価するかという問題があるんですけど、例え

ば、憲法の前文には、日本国民はこの憲法を確定

するというようなことが書いてあるわけですよ。

それについて、それはおかしいよといふ国民党がいるかというと、ほとんどないわけですがね。

そういう意味からすると、やはり今の日本国民といいますか、今の国民は今憲法といふものを受け入れているんだろうといふには実際基本的には思います。ただ、憲法改正の議論が起きるとか、あるいは今回緊急事態条項が必要だといふような議論が起きてくるというようなことといふのは、やっぱり憲法的に見ても、その辺のこところは少し考えた方がいいんじゃないかといふ声が上がっているんだろうといふようにはやはり思うわけですね。

ですから、そういうところについてはしっかりと

国民の意思を確認するという意味で、仮に国民投

票をやつて、今の憲法が一番いいんだから改正しないという結論が出たとしても、そういう国民の、憲法についていろんな意見が対立しているようなところが出てきたところというものについては、それは国民投票をしてしっかり確認をするとということは適當なんだろうというふうに思いました。

ただ、全く国民が受け入れていて何の議論もないようなところまで含めて全部国民投票しなきゃいけないのかということについては、それはそれで国民は受け入れているんで構わないんだろうというように思うわけですが、やはり憲法改正の議論が出てきているところ、特に世論の中で憲法改正、あるいは憲法についての加憲をしようとかそういう動きが出てきているところというふうに思っています。何らかの手段があつていいんじゃないかなとうふうに思うところです。

○参考人(福田護君) 私も、戦後七十五年、日本憲法が改正なしに現在に至っているということ自体は、やっぱり評価として国民が基本的にそれを受容してきているというふうに理解をしております。

憲法制定権力である国民、これは確かにそうでし、その制定権力としてある意味消極的な権限の行使をしてきてるのだろうというふうに理解をすればいいことなのではないだろうか。そのことを、仮に何らかの形で憲法の改正論議が出てきたときに、それはきちんと国民の意思を、それは実質的に公平公正な形できちんと国民が意思表明ができる、そのためのベースづくりといいますかシステムづくり、それをしていただかくことが国会の責任ではないかというふうに思います。

以上です。

○浅田均君 それでは、飯島先生、何かお話し足りないような印象を強く受けますので、飯島先生にお尋ねしたいんですが。投票できない国民がいる状況は憲法違反となりかねないと先ほど来御主張されておりまして、そ

れで、私どもも投票と選挙運動に関して、例えば投票に関しては選挙権、公民権が例えば奪われている方とか、あるいは責任能力がないということでおられる方とか、もっと身近な例でいうと、後見人はいるけれど認知症であるというような方ですね、こういう一般的に投票に関して投票する権利を言わば奪われた状態になつてはいる方々がおられる。

他方、そこに至る前に、国民投票運動ですね、選挙運動に関して、例えば警察官とか選挙管理委員とか選挙運動をできないと規定されている方々、こういう一人でも多く参加するという場合、そういう制限を外していく必要があると思うんですけども、選挙運動に関しては、この人は選挙運動はできないと、どこまでその範囲を広げていけばよいとお考えなのか。あるいは、投票に関しても、これはどこまで広げていけばいいとお考えなのか。先生のお考えを、あと五分ぐらいありますから、御存分に教えていただきたいと思います。

○参考人(飯島滋明君) 質問ありがとうございます。

浅田先生の国会審議というのを私も実は拝見させてもらいました、非常にやつぱり政策に精通された方だなと思います。本当に長い時間議論させただければと思いつますので、もしかしたら途中で返しちやうかもしれません。

ちょうどこれも余談になりますけれども、フランスでやつぱり消防と警察が何かがお互いデモして、どちらかがデモしてそれを收めるということは、戦っていたこと、テレビで見たことあるんですね。例えば、日本の場合は、例えば警察官というのは労働三権というのは全部ないのかなという気はするんですけれども、やっぱり今のやり方としてそれはやり過ぎなんじやないかと私は思つてます。

選挙運動に関して、やっぱり警察官が警察の服装を着てやるというのはこれは問題だとは思うんですけども、一回そこから離れて私人として

行動することまで制約されるというのがやつぱりこれは議論した方がいいんだと思います。もちろん、選挙の公正というのを脅かされてしまふうに思つてます。

そこで今まで広げればいいかと具体的に舉げるということはちょっとできないところござりますけれども、例えれば自衛隊員もそうですし、一步離れれば一步離れればいいとお考えなのか。先生のお考えを、あと五分ぐらいありますから、御存分に教えていただきたいと思います。

その当事者である、例えば維新の会さんも含めて政党中央にやつていましたから、その方々がいろいろ大変だったということがあるんだつたら、それが弊害になり得るのかとは思うんですねけれども、そういう印象を持つております。

○参考人(上田健介君) 私、何というか、大阪府民でございませんので、直接関わっておりませんが、近くで見ておった印象ですけれども、いざだから、その目に見える弊害があつたのかな

といった方、広げていつた方がいいんだろうなと思いません。

一般的にしか答えられなくて申し訳ございません。

そういう方々に関して、やはりさつきの、受刑者の話もちらつきましたから、その方々がいるふうにして、この憲法改正と選挙の違いだけをやつぱりもう少し広げるということは、本当これですよ。だから、公職選挙法上で懲役なんか食らつた人でも投票できる、憲法改正に関してはというふうにしていましたと思うので、そこに関してやつぱりもう少し広げるということは、本当これも参議院の先生方にお願いになりますけれども、広げるということをやつぱり御検討いただければいいのかなというふうには感じています。

○浅田均君 先生、もういいんですか。

それでは、あと三分しかありません。上田先生に質問させていただきます。

先生、このレジュメの中でも大阪都構想の住民投票についてちょっとと言及していただいているとおりですけれども、一回そこから離れて私人として、これ、私ども日本維新の会として二回住民投

票を経験しております。憲法改正の国民投票といふと、約投票する方が一億人を超えると思いますけれども、それに比べると五十分の一くらい、二百万強を対象にした住民投票でしたので、しかしながら、国民投票をやつてないという中にあって一番大きな規模の住民投票であったという

投票についてちょっとと言及していただいているとおりですけれども、私は以上でござります。

○浜野喜史君 国民民主党の浜野喜史でございま

参考人の皆様方、ありがとうございます。まず、全ての参考人の皆様方にお伺いしたいと思います。

この憲法審査会の進め方についてお伺いをいたします。

憲法改正ありきということではなく、様々な論点について議論をして国民に判断材料を供していきことが大切であるというふうに考えております。そこで、議論の進め方につきましては、自由討議を積み上げていく方式、また、改正案を持つ各党がその内容を提示して議論をする方式などが考えられるんだろうというふうに思いますけれども、参考人の皆様方はどのような進め方が適切とお考へか、お伺いをしたいと思います。

○参考人(上田健介君) 大変これも具体的にお答えするのは難しいですけれども、改正案を幾つかの政党は持つておられます。それを出すと、あるいは改正イメージですね、を出すといふことになると、やはり先ほど申しましたように、そこに何か議論が集約されてしまうのを何か、あるいはそれがすごくかえって党派的な何か議論に、何か対立になってしまふようなことを恐れます。

何というか、その案が、プランがあるということは、その前に、私のあれでいいと、何か現状に問題認識、問題があるんじやないかと認識しているらつしやるはずなんですね。だから、そちらの方の、どういう問題が今あるのかということを認識しているのかといふ、そちらの方で、それがあつて論理が積み重なつてそういう案にありますので、そのそもそものところのどういう問題があるのかといふところを何か焦点を当てて議論をされれば、もう少し何というか、しかもそれを余り狭くせずにある程度広い範囲で、テーマということにはなるかも知りませんけれども、議論がしやすいのではないかというふうに考へます。まあ自由討議によるかもしれません。

以上です。
○参考人(飯島滋明君) 御質問ありがとうございます。

と、それから、憲法改正手続法についてどうするのかというところの議論と、それは随分違うんだと思うんですね。

自由討議で憲法の本体について御議論をなさる、そして、それこそ先ほどお話を出たいろんな価値観を国民に提示をするということとは、それはないかということを参考人の皆様方から御提言をいただければ大変有り難いかなというふうに思っています。そこで、この辺りが合意できる一致点でありますので、是非よろしくお願ひ申し上げます。

○参考人(上田健介君) それはもう合意は先生方でやつていただくなうことになると思うんですが、私は、まずは國民を拘束しないものとして議論をなさるということになるんだろうと思うのですが、それは、まずは國民を拘束されます。その拘束されるそういう法律を作るんだということであれば、それはきちんとその手順を、手順も含めて内容面基本的に決まっているという話ぢやなくて、今、上田参考人がおつしやったこととかなりかかるのかなと思ったたんだけれども、何が問題になつて政治状況がどうなつているのかといふことによつてどういう形式になるのかなといふのは変わらぬのかなというのが私の意見です。申し訳ございません。

○参考人(浅野善治君) 国会に与えられた役割と

以上です。

○参考人(浜野喜史君) ありがとうございます。

この憲法審査会の進め方は、なかなかどう進め

ます。

我々民主党は明確な案を持つてゐるとい

ます。

わけではありません。ただ、昨年ですかね、憲法改正に向けた論点整理というものを取りまとめました。緊急事態条項と言われるものにつ

いてはこういうそれぞれ見解があるのではなかろ

うかといったような論点整理をしたということで

す。この憲法審査会においても、論点様々にあろ

うかと思いますので、合意できる点についてそれ

を見出して議論をしていくことが必要ではないか

などというふうに考へてゐるところでございます。

もう一問、全ての参考人の皆様方にお伺いをし

たいと思います。

改正案附則の広告規制等の在り方についての検

討についてお伺いをいたしたいと思います。

これに関する議論は、なるべく自由にという考

え方と、一方で規制が必要であるという考え方があります。それぞれの考え方があり立ち得るというふうに思いますので、一致点を見出します。

ただ、やっぱりある程度、何というか、類型的に、類型的にといふか、ある程度具体的にといふか、やはり問題があるということなのであれば、それを理由にして規制を掛けようともそれは憲法には違反しないのではないかとは思います。

が、だから、そこはもう何というか立法政策の話になります。

ただ、やっぱりある程度、何というか、類型的

に、類型的にといふか、ある程度具体的にといふか、やはり問題があるということなのであれば、それを理由にして規制を掛けようともそれ

は憲法には違反しないのではないかとは思います。

以上です。

○参考人(浜野喜史君) ありがとうございます。

この憲法審査会の進め方は、なかなかどう進め

ます。

我々民主党は明確な案を持つてゐるとい

ます。

わけではありません。ただ、昨年ですかね、憲法

改正に向けた論点整理というものを取りまとめ

ました。緊急事態条項と言われるものにつ

いてはこういうそれぞれ見解があるのではなかろ

うかといったような論点整理をしたといふことで

す。この憲法審査会においても、論点様々にあろ

うかと思いますので、合意できる点についてそれ

を見出して議論をしていくことが必要ではないか

などというふうに考へてゐるところでございます。

もう一問、全ての参考人の皆様方にお伺いをし

たいと思います。

改正案附則の広告規制等の在り方についての検

討についてお伺いをいたしたいと思います。

これに関する議論は、なるべく自由にといふ

考

え方と、一方で規制が必要であるという考え方

があります。それぞれの考え方があり立ち

得るというふうに思いますので、一致点を見出

します。

ただ、やっぱりある程度、何というか、類型的

に、類型的にといふか、ある程度具体的にといふか、やはり問題があるということなのであれば、

それを理由にして規制を掛けようともそれ

は憲法には違反しないのではないかとは思います。

が、だから、そこはもう何というか立法政策の話

になります。

ただ、やっぱりある程度、何というか、類型的

に、類型的にといふか、ある程度具体的にといふか、やはり問題があるということなのであれば、

それを理由にして規制を掛けようともそれ

は憲法には違反しないのではないかとは思います。

が、だから、そこはもう何というか立法政策の話

になります。

以上です。

○参考人(飯島滋明君) どのレベルで答えようか

などいうのをちょっとと今考へていてんのですけれども、例えば、どうなんですかね、この内容につい

てここら辺だつたら合意できるんじやないかと。

私も、二〇〇四年とか五年から国会の議論とい

うのをずっと押見させていただいています。CM規制とか最低投票率に関してもいろいろ御議論あ

るといふのも実は存じ上げているところですけれども、これも、合意できるのかどうかというのは

分かりませんけれども、やっぱり外国政府の影響

が生じるようなことはまずいといふ辺りは合意、

先生方はできないんでしようかねというのは、ちよつと私の感想でござります。

それこそ、CM規制に関しては表現の自由があるから駄目だという見解もあるというのももちろん存じ上げているつもりですし、やっぱり公平公正だということで規制すべきだという意見もあるのは分かるので、これは本当に議論していただくと。個人的に言えば、国民主権の要請という観点からいえば、CM規制はあるべきだというふうに、私の、フランスとかの憲法国民投票ではそんな感じですのでそなつていてますけれども、それは先生方の御議論あるんだと思います。

ただ、その外国人の影響を、さつきじやないですけど、ケンブリッジ・アナリティカ社みたいなことが起こるのであれば、そこに関してはやっぱり法的規制は何らかの形で必要だろうという辺りは、これは合意していただけるんじゃないかなというのが私の感想です。

○参考人(浅野善治君) やはりこれも国会が何をやるのかといふことに関係していくんだろうと思ひます。

国会は、やっぱり憲法で与えられた役割といふのは改正の発議なんですね。ですから、発議をした後、国民の中で自由に意見を言い合うといふことが一つの考え方ですねですから、発議をきっかけとして国民があらゆる意見を言い合っているという状況、それが国民投票運動ということになると、それで、その最後に国民投票があるんだといふのが一つの考え方ですね。だから、発議をきっかけとして国民があらゆる意見を言い合っているという状況、それが国民投票運動といふことになりますのかもしないなどいろいろに思うわけです。ですから、そういう意味からすれば、その国民の自由な意見の言い合いといふことなんだろうと思いますので、できるだけそこは自由にやらせるべきだろうというのには基本だと思っていてます。

ただ、そうはいいながらも、圧倒的な力関係があつて、そこで最後の結論がゆがんてしまうようなそういうものがあるとすれば、それは何らかの形でやっぱり制限せざるを得ないんだろうといふふうに思うわけですが、先ほど古川先生のところからの御質問にもあったように、そういったとき

に、じゃ、どういう根拠があればいいんだと、こいつに、これを止めなければ結果がゆがんでしまいます。

うよと国民全体が思うような弊害があるのであれば、それは制限をするということなんだろうなとうふうには思います。

○参考人(福田護君) 御質問が広告放送を中心とした規制についてどう考えるかということであろかと思いますが、私自身は先ほども意見としてまとめて申し上げましたように、この憲法改正というの、まさに国民の憲法改正権力の発現として、本当の意味で国民が正確な、こういふうに憲法を変えていいんだという、あるいは変えるべきなんだというそういう判断、意思形成がきちんとできるようなその条件づくりというのが必要不可欠だろうというふうに思っています。それは、公正公平な条件づくり、公正公平な判断ができるそういうシステムづくり、それが必要、やっぱりこれは必要不可欠だし、国会の責任ではないかと

いうふうに思つてます。

その公平公正というのは何なのかといつたら、やっぱり憲法改正というそういう課題に即した理性的な判断の自由が確保をされること。だから、例えば片方の広告がそれこそ蔓延をして、片方の広告がほとんどできないとか、そういうような実質的な不平等がある中での自由な判断能力の形成というのはそれはできないだろうというふうに思いますが、やっぱり総理大臣がそういうことを言つてしまつて、あくまでそれに關しては色が付いているというのはまずい気がするんですね。ですから、やっぱり総理大臣がそういうことを言つてしまつて、どうしてもそのために作つてあるんじやないかといふふうに、それこそ政治と関係あるんじやないかって、これ国民に疑わせる要素になつてしまつと思うんですね。そこがやっぱり非常にまずいところなんだろうなと思います。

どう答えるかなつてちよつと考えさせていた

だけますけれども、やっぱり憲法改正の手続といふのは、やっぱりどんなものが出来てこよう

と、まあ言ひ方は悪いですけれども、公平公正にやつぱりできる、そういうシステムづくりで

あつて、あくまでそれに關しては色が付いている

というのはまずい気がするんですね。ですかれども、やっぱり総理大臣がそういうことを言つてしまつて、あくまでそのために作つてあるんじやないかといふふうに、それこそ政治と関係あるんじやないかって、これ国民に疑わせる要素になつてしまつと思うんですね。そこがやっぱり非常にまずいところなんだろうなと思います。

どちら邊の議論が全然ないという気はしま

す。

例えば、一九六一年、フランスでも憲法十六条の非常大権が使われましたけれども、そこでは警察官が四十八人も虐殺しているわけですよ。戦後ですね、これ。ですから、実はそういうのは危険だということで、わざと今は公衆衛生緊急事態法というのを使って憲法を使わないようになっています。そういうことで対応しているんですよね。そいつた、要するに危険だという考え方が全然、ちよつと感じられないなというのがあると。

例えば、ドイツのメルケル首相であつたりフランスのマクロン大統領なんかは、例えば法律でやるけれども、それでもやっぱり個人の権利、自由、民主主義にとつて危険だからといふことで、これを濫用させないようにしたい、政府が濫用させないようにしたいということをさんざん言つてゐるわけです。メルケル首相といふのは東ドイツの出身なので、自分がその移動の自由行使できないということが非常に、どれだけまずいかといふのを分かつてゐる。だから、今回、法律でやるとしても、それでもやっぱり危険なんだと思います。

う、その認識を持つて対応してはいるわけですよ。

○吉良よし子君 日本共産党的吉良よし子です。参考人の皆様、本日は貴重な御意見をありがと

のに、ピンチをチャンスなんというのはちよつとどうなのというか、これはやっぱり、それは思います、正直言つて。

菅首相は、五月三日の憲法記念日に、国民投票法改正案の成立は憲法改正への議論を進める最初の一歩と位置付け、新型コロナウイルスの対応を受け、緊急事態への備えに対する関心が高まつて、緊急事態宣言とは別物の緊急事態条項をちらつかせながら、火事場泥棒的に改憲と一緒に本法案の議論を進めているこの事態について、状況についてどう思われるか、飯島、福田両参考人の御意見をお聞かせください。

○参考人(飯島滋明君) 質問ありがとうございます。

どう答えるかなつてちよつと考えさせていただけますけれども、やっぱり憲法改正の手続といふのは、やっぱりどんなものが出来てこよう

と、まあ言ひ方は悪いですけれども、公平公正にやつぱりできる、そういうシステムづくりで

あつて、あくまでそれに關しては色が付いているというのはまずい気がするんですね。ですかれども、やっぱり総理大臣がそういうことを言つてしまつて、あくまでそのために作つてあるんじやないかといふふうに、それこそ政治と関係あるんじやないかって、これ国民に疑わせる要素になつてしまつと思うんですね。そこがやっぱり非常にまずいところなんだろうなと思います。

ちゃんと国民投票、主権者の意思を聞くというのであれば、それに適した制度づくりというのがどうもゆがめられちゃつてゐるんじやないかといふふうに思つてます。

○浜野喜史君 ありがとうございました。終わり

実は、国会議員の先生方の発言を聞いていますと、私権の制限、私権の制限だという発言はあって、政府の対応、緊急事態を使われるということは危険だという議論が余り聞かれないと、それがドイツやフランスとの違いだというのは一つ感じますし、私権の制限がないという言ひ方も

ちょっと私、違和感がありまして、そもそも今休業要請とかでさんざん大変な目に遭っている人たちはいるわけですよね。それで、これ以上私権の制限と言われて国民が果たして納得するのかどうかという辺りはやっぱり考えていただきたいと思いますし、あくまで憲法改正権力の主体といふのは国民ですから、国民がこれを変えなきやといふことにそれではあるのかどうかという辺りはやはり考えていただき必要があるんだと思います。

○参考人(福田謙君) 私も今、この日本、私たち、まあ日本だけではなく世界、新型コロナの問題で大変な大きな、何というのかな、苦難、人類全体の苦難に直面しているのだろうというふうに思います。そういう問題の大局的な判断というのがあつてしまかるべきなのかななどいうふうに、前提として思います。

その上で、緊急事態宣言というのが鳴らされていて、飯島参考人もおっしゃったように、そのこと自体で国民に対する権利の侵害というのも不安、あるいは危惧をされる、そういう状況にござります。そういう中で、更にその政治、政府に対して権力を付与する必要があるというふうな議論が、それがついていいのかというところについては大変大きな疑問を感じます。

今現在でも国民の権利侵害の危険というのがある、あるいは緊急事態宣言をどういうふうに活用するのかというその活用の仕方の問題というのが指摘されている、そういう中で、緊急事態条項が更に必要だというような議論に進むだけのその合理的な理由というのは、私は今の日本にないんだろうというふうに思つております。

既に、例えば災害対策基本法などで十分に政府が国民を義務付けるような、そういう体制というのが既にかなり非常に整備をされている、そういう中であえて、権限はあるのに、それがどれだけ十分に有効行使できるかということが問われているのに、更に憲法上の緊急事態条項が必要だと

いうふうには私は全く思いません。

以上です。

○吉良よし子君 ありがとうございます。

今先生がおっしゃつたように、やっぱりその期日前投票の弾力的運用というのをやることによって、結局、期日前投票でくる人たちが減つてしまふかもしれない。しかも、その期日前投票の事由に自然災害なんかが入つていてるということであれば、自然災害で投票ができないにもかかわらず、それで投票時間が減らされてしまう。今災害の対策しなければまずいので投票できませんなん

うかもしない。しかし、その期日前投票の事項による危険性の議論などもまたまさに緊急事態条項についての議論を進めるということはあり得ないと思いますし、同時に、その改憲と地続きにあってはならないという認識を改めて思つたわけです。

んじやないかということも思つたわけです。

先週の審査会では、法案発議者から、国民投票

法は投票環境整備など投開票に係る外形的事項

と、国民投票運動に関わるCM規制などに代表さ

れます投票の質に関する部分から構成をされてい

るとの発言があつて、本法案については外形的事項に関して公選法に合わせた改正であるという旨が述べられたわけですけれども、しかし、現状の公選法の下で行われている国政選挙においても、先ほど飯島参考人から御指摘ありましたけれども、投票所の数が減らされたり投票所の閉鎖时刻を繰り上げたりする自治体も多くあるわけで、こうした投票機会が縮小されていると。こうした投票機会の縮小を止めることこそ必要だし、投票機会の縮小に対する歯止めがない現在意見をお聞かせください。

○参考人(飯島滋明君) 質問ありがとうございます。

外形的の事項だから公選法並びに合理的だと説明があつたというのは私も議事録等で拝見させていただいています。それについては答弁させていただいたとおりで、選挙と国民投票というのはやっぱり質的に違うところがあるので単純に横並びにすればいいという話ではないということも実は答えさせていただいたかと思います。

以上です。

ります。

その中で、ちょっとだけ、特にこの点は興味のある問題だなというふうに思つたのは、刑務所における受刑者の国民投票権とそれから選挙権の問題です。今現在その両方が違つ制度になつていて、その場合に、受刑者が選挙権がなくて本当にいいんだろうかというところまで含めて議論をし

ていい問題ではないかと。これはやっぱり参政権、人権の問題に関わるので、今回のそういう違

いから更に進んで、受刑者の選挙権というのをも

う一度考え直してみる機会にしていただきたい

と思います。

その法的な歯止めが今の公選法並びのところにあるかといいますと、ないと。ですから、その危険性があるということは指摘させていただきたいと思います。

曜日以降に繰り延べるという話になりますけれども、それに関しては月曜日にということ可能になると。一応、衆議院の審議なんか見ていても、いや、そんなことはしませんという言い方が、答弁されていましたんですけど、できるけどしないとできなはやっぱり違うんですね、法的には、ですかから、やられたときにやっぱり大変なことになつてしまふと。

言ひ方ですけど、余り国民に知らせたくないかが問われていると思うんですけれども、この点について、飯島参考人、福田参考人、両参考人の御意見をお聞かせください。

○参考人(飯島滋明君) 質問ありがとうございます。

外形的の事項だから公選法並びに合理的だと説明があつたというのは私も議事録等で拝見させていただいています。それについては答弁させていただいたとおりで、選挙と国民投票というのはどちらかだというふうに考えています。

○参考人(福田謙君) 御質問ありがとうございます。

外的な事項というのはできるだけ多く設けられるという趣旨から、やっぱり繰り延べ投票の告示期間の短縮というのはやっぱりここ修正か廃止かどちらかだというふうに考えています。

○参考人(福田謙君) 御質問ありがとうございます。

外的な事項というふうに整理をされた中に

も、今日も飯島参考人を中心として御指摘あつたように、いろんな問題があるよう私も考えてお

ります。

○吉良よし子君 ありがとうございます。

以上です。

外形的な事項だといつても、そこにも人権の問題もあるし、やはり丁寧な議論が必要だといふことは改めて分かりました。

先ほど福田参考人からもありましたとおり、この投票の質に関する議論は、じゃ、どうなかといふところも問題だと思うんです。

先ほど御指摘もありましたけど、修正案附則第

四条でCM規制、資金規制などについて法律施行後三年をめどに検討を加えるとされたのみで、二〇〇七年の法制制定時、二〇一四年の改定時や改正時に参議院で付された附帯決議の中身である公務員の国民投票運動の在り方や最低投票率については本法案では触れられないわけだ、そういう

う意味での欠陥法という指摘もあつたと思うわけですけれども、この投票の質を確保するための議論や検討を置き去りにした本法案のまでは公正な国民投票にはなり得ないと思うんですが、この点について四人の参考人皆様のお考えを是非伺いたいと思うんです。とりわけ、この投票の質向上、確保に必要な課題とは何かという点も併せてお答えいただければと思います。

○参考人(上田健介君) ありがとうございます。

これ、投票の質というのが、じゃ、要するに何をもって投票の質が確保されているのか、何をもって投票の質が、まあ何というか、ねじ曲げられていて、これは不公平な投票になつてているのかというの判断はすぐ難しいです。

私は、基本的には、自由に選挙運動ができる、自由に、できるだけ、もちろん全員がということありますけれども、投票の機会が与えられ、自由に投票ができる、基本的にはそれで、そこでベースに考えていいんじゃないかなと考えています。ただ、本当にねじ曲げられているんじゃないかという話であれば、もちろんそこに規制を掛けていること、そういうこともありますけれども、そういうこともありますけれども、それはより良くしていくのが何なのかという、そういう話になるのかなどいうふうに考えております。

以上です。

○参考人(飯島滋明君) 御質問ありがとうございます。

いや、これもちよつと何分で答えるという話なつかつて、ちょっとあれなんですかけれども、いや本当、検討すべきことはたくさんあると思います。

最低投票率あるいは最低得票率と。一九七九年、フランスのジャコバン憲法ですと、もうそれこそ十何%の投票で成立してしまったと。これが国民主権の発露と言えるのかということになりかねませんので、やっぱり最低投票率というのは必要だというふうに思います。

あるいは、CM規制ですけれども、賛成でも反対でもどちらでもいいんですけど、「一方の見解だけが大々的に流されて、片一方は流されない、その状況で国民が影響を受けて投票に入る」ということがあれば、やはりこれは投票の質というのも、どちらかというと、言い方ですけど、つくられた世論、要するにマインドコントロール受けたような状況で主権者が投票するとなると。

これでは非常に問題だと思いますし、そういう意味でCM規制というのがあってしかるべきかと思いますし、まして、何か操る、裏にいるのが外国人企業だつたり外国政府であれば、これこそ国民主権の観点から問題となると思いますので、やっぱり外資規制はあるいはそういうことも非常に問題だと思います。

あるいは、公務員に関しては運動できないみたま、こういった規制、先ほどもそういう質問ございましたけれども、これも問題だと思いますし、広報協議会に関しても、やっぱり公平に資料なんか提供されるのかどうかというのも非常に疑問なところがあります。

こういったことをやっぱりいろいろ議論していくと、やっぱり三年でも足りるのかどうかといふ辺りはやはり感じるところだと思います。

○参考人(浅野善治君) これ、どう考えるかといふことになるわけですから、この憲法改正の範囲で、財力のある側が広告放送をたくさん打

いては、やっぱり国民の意思というものが的確にまた適正にきちんと表れること、ねじ曲げられる

ことなく表れること、これがまず一番の基本だと

いうふうに思います。

そのためにはどういう制度をつくつたらいい

か、どういうことを検討しなきゃいけないか、いろんなことがあるんだろうと思います。今、吉良先生おっしゃられたいろんなテーマもそれもきちんと検討されべきことだらうともちろん思うわ

けですね。ですから、そういうことの検討が、仮に今回こういう形で一つ仕切られたとしても、今後ずっとそれが継続して検討されていくべきこ

とというふうに思います。ですから、そういう意味では、今後、この検討というのがこれで終わるわけではなく、できるだけ丁寧に、また慎重にやられるべきだらうというふうに思います。

ただ、それが憲法改正の論議に影響するのかと

いうところ、これが一つ大きな問題として、別に、それは憲法改正の論議とは別に憲法改正の手

統を慎重に検討すればいいだけの話であつて、それが両立し得ないということだとすれば、これはやはりおかしな話だなどいうふうに思います。

むしろ、その憲法改正の手统については、憲法改正のその発議の議論が十分に行われ、それが発議されるときにきちんとしたものができるといふふうに思います。

ち、財力のない人が、ない側がそれができない、そして、これは大阪の住民投票の例でもはつきり数字として出しているわけありますけれども、その格差というのはやっぱり覆い難いものがあるわけです。

特にCMというのは、その人の情緒に訴えるという側面が非常に強いわけですから、本来、憲法の改正の問題というものは理性的な熟議に基づいて判断がされることが多いことが必要不可欠なんだろうと、そのための条件づくりをするという、そのことの国民投票改正手続法、失礼、憲法改正手続法の内容の重大さということはやっぱり改めて強調させていただきたいというふうに思います。

そういう意味でいうと、憲法の改正、憲法本体の改正の中身について、それは先ほど申し上げたように、自由討議をなさり、それから国民に対してその価値というものを提示をなさる、それが国会の一つの役割だと私は思いますけれども、ますそろに至る前に手続法を、十分に公正公平な投票ができるためのそのテーブルづくり、システムづくりといふのを先行させるべきだと私は思います。

そういうのを先行させるべきだと私は思います。

以上です。

○渡辺喜美君 みんなの党、渡辺喜美でございます。

熟議が必要だということを申し上げて、終わります。

○吉良よし子君 ありがとうございます。

す。お疲れさまであります。

今から十年近く前でしようか、一院制議連というのがございまして、まあ別に参議院廃止するという意味ではないんですけど、衛藤征士郎先生が会長で、まあ私もメンバーの一人だったものですから、当時の横路議長のところに、衆議院百人以上、参議院五十人以上の署名を集め、一院制の憲法改正の原案提案ですね、発議前の段階、原案提案。原案提案権が各議員、それぞれの議員個人ですね、各議員に属するというのは、これは異論のないところだと思います。

そこで横路議長閣下が何とおっしゃったか、正確には覚え

ていなんんですけど、国対のつるしが下りていな
いと言つたんですかね。ちょっと私はその話聞い
て、非常にリスペクトしていた横路議長の発言に
がっかりした記憶があるんですよ。

先ほど、上田先生のペーパーの中で、憲法秩序という話が出てまいります。憲法典も含むが、法律、規則、先例、そして不文の慣行というようなな話が出てまいりますけれども、国対のお許しがないとの議員提案が認められないのかと。じゃ、それ、先例集か何かに載っているんですかと、まあ最近聞いたんですけどね、そんな先例はありますせんと。つまり、不文の慣行でやってきていると、いう話なんですね。

うのが二通りあるのは私も十分承知しているんですが、たしか私の記憶だと、二〇〇七年にこの国民投票法というのを作ったんですね。同時に国会法を改正して、何条でしたかね、六十八条の二といふのを付け加えて、それで先ほど申し上げた要件、衆議院百人、参議院五十人以上とこのハードルを上げたわけですね。

こういう原案提案というのは、私は党議拘束は廃止してもいいのではないかと思うんですよ。先ほど来議論がありますように、各議員の判断に任せることで憲法論議があつてしかるべきと思うんです。ですが、その辺りはいかがでしょうか。浅野参考人に。

○参考人(浅野善治君) ありがとうございます。
まさに今日お渡ししてあるんだろうと思ひます
が、私の参考人資料の中にもそのことが実は書いて
ありますて、そういうふた人數制限を設けるのは
反対だと、議員一人でもそれは原案、改正原案の
提案ができるようにすべきだということも書いて
あります。また、この国会法の改正自体があつたか
も法案審議と同じように憲法改正の審議というも

のを考えていること、これもやはり少し話が違うんじやないかとふうことも実は書かせていただいているところであります。

そういう意味では、今、国対のルールといふことで横路先生がそれを止めになつたという話がありましたが、それはやっぱり政治が政治を決定するときのルールなんですね。ですから、ある意味では、国政を決める、あるいは国会が法律案を決めていく、可決していく、その政治の議論の流れであつぱその立場の貫徹というのをあら

言の如きは、必ずしも政治の慣行でないものもある程度度はあるのかなと思つわけですけれども、その憲法改正案の審議といふのはそういう政治のルールとは切り離されたところで議論すべきだというふうに思つてゐますので、そういう政治の慣行もそこには及ぼせてはいけないんだろうと実は思つてゐます。その慣行 자체が悪いといふんではなくて、それは政治の慣行であつて、政治の慣行はそこに及ぶものではないというふうに思ひます。

○参考人「下田健介君」 私も今この浅野参考人と基本的に同じでして、その政治の慣行というか、私はその政治の慣行自体もいかがなものかと思つておりますけれども、党議拘束は、ただ、それをこちらにそのまま持ち込むというのは違うのかなと思います。

が、その議員個人に、何というか、原案の提案権というのがあるとするならば、余りそれを過度に制約するのはよくないかなと思う反面、ただ、やはり今まで不同的ことで、じゃ、ちょっとと言ひ方では失礼ですけど、気楽にその案を出されても、またそれはそれで、審議が、取扱いが大変になるの

かなどとも思いますので、元が最終的に三分の二の議決ですから、百人、五十人で発案するということと自体は、何というか、そういうふうにお決めにならっているし、まあ極端なところなのではないかと今考えております。

○渡辺喜美君 今のエピソードは、国会の用語で

いきますと、機関認証がないから駄目ということなんだろうと思うんですね。まあしかし、国会は全国人民を代表する選挙された議員でこれを組織

するというのが四十三条に書かれていますね。この国民代表原理といふのは、言うまでもないさうせんけれども、近代議会制の fundamental principle たゞうわけです。

飯島先生は、先ほど、ナチスの非常大権を使つて、ワーマール憲法四十八条ですか、これを使つて相当ひょうやくらやなことひょうやつことひょうを話さ

されましたが、戦後、ボン基本法の時代に西ドイツの人たちはかなり真剣に議論したと思うんですね。つまり、全国民の代表たる国会議員と、政党の党議拘束に従わざるを得ない言わば代理人ですよね、代表というよりはね、そういう議員との矛盾相克というのを相当真剣に議論をして、政党法という法律を作り、なおかつボン基本法でたしか政黨条項というのを入れたと思うんですが、その辺りについて御見解があれば教えてください。

○参考人（鶴島滋明君）さつきの古川参考人の
やつぱり問題意識と非常に重なるのかなと思いま
すけれども、やつぱり政党というものを憲法で規
定して、政党の中も、今の例えれば政党条項です
と、党内は民主主義じゃなきやいけないなんとい
う規定があつたりして、それはナチスに対する反
省につながるわけですね。だから政治も民

を、政党に對して公權力が口を出すことになつてしまふと、それがいいのかどうかというの是非常にやつぱり問題があるんだと実は思つてゐます。 ですので、やつぱりそこまでやるのはやり過ぎじゃないかという意見が、多分、日本の憲法学者では多いんだと思ひます。やつぱり政党というの

は、やっぱり自由にいろいろ議論してもらうた

め、例えば今おっしゃったような問題も、それはやむを得ないんだという議論にもしかしたら行きかねないなどいう気もしますので、そうじやなく

て、あくまで政党というのは憲法二十一條に言つ表現の自由あるいは結社の自由で認められている団体であつて、あくまで憲法とは距離を置いた集団なんだという理解、だから、その中でどう自由に物を決めるといふのはいいんだというのが、多分その方がいいんじゃないかというのが憲法研究者の多くの見解だと思ひます。

ちよつとまた話を変えてしまうかもしませんけれども、確かに先生がおつしやつたとおり、ボン基本法に至るとき、緊急事態条項というのに入れてはいるんですけども、これに関しては四回案を作つてはいるんですね。十年以上やっぱり議論を掛けています、ドイツの場合。これじや危険だ、あれじや危険だということです。

そういう意味で、非常にやつぱり議論をされてきた中で、逆に国民から、これでいいんだ、あ

○渡辺喜美君 福田先生に御質問したいんです
が、かなり高名な弁護士の先生方が一人一票運動
というのをやっておられまして、最近どうか知り
ませんけれども、以前は新聞の一面広告で大々的
にやっていたと記憶しているんです。つまり、投
票権の行使というのは住んでいるところ、住所に
よつて差別されではないけない、一票は一票なんだ
という非常に分かりやすい論理だったと思います。
それでいいんだといういふんがやつぱりあつべきの
中ででききたんだということは先生の多分御存
じなことだと思いますけど、紹介させていただき
たいと思います。

かつて、みんなの党のアジェンダには、この一
人一票の理念を体現した選挙制度の提案がありま
した。つまり、選挙区割りは何でもいいと、小選
挙区であろうが中選挙区であろうが大選挙区であ
ろうがね、区割りごとに当選者を決めなければい
いんですね、全国集計をしてしまうと。で、当選
者を各政党ごとに配分をし、各政党ごとにそのあ

らかじめ届け出たルールでもつて、例えば過疎地域からの選出を増やして、増やしたければですね、そういう人を名簿順位の上にするとか、あるいは選舉の得票率で順位決めるとかね、まあ何でもいいんですよ、党内ルールですから、それがね。ですから、その方が一人一票の理念にはかなう、全国集計の方式がね、と考えますが、福田先生、いかがでしょうか。

○参考人(福田護君) 私自身は、その一人一票運動というか、投票価値の平等の問題についていわゆる直接関わりを持つているわけではないので、はつきりした見識を持つていてはございません。ございませんが、先生のお話を伺つて、国会議員という地位、立場というのは、やっぱりそれぞの、全国区だけという方法は、それはあり得ないわけではないかも知れぬけれども、やっぱりそれぞのフェース・ツー・フェースの関係というのがやはり必要不可欠なんだろうというふうに思います。

そういう意味でいうと、地域の代表、選挙は地域」とに行ひ、そしてその行つて当選をした方が全國民を代表するという、そういうシステムはそれなりの合理性があるんだろうと思います。だから、それを全部否定をして、完全に「一対一」の平等であればいいんだという考え方の方は私自身はちょっと取りにくいなと考へています。

○渡辺喜美君 上田先生のペーパーにメディアリテラシーの話が出てまいりました。実は、前回の質疑でもつて私も似たようなことを取り上げております。

飯島先生が御指摘になつたケンブリッジ・アナリティカの話なんですが、フェイスブックはもう既に二〇一五年にお友達APIの制限をやつておられます。この友達APIはオバマ大統領の選挙運動でも使われていたんですね。告発者のブリタニー・カイザー女史は、実はそのオバマ陣営のフェイスブックを担当していたという経緯がござります。

もう時間があれませんので端的に聞きします

が、メディアリテラシーというのは非常にこれが大事になると思いますが、上田先生は、かいづまんと言つて、どのような具体策をお持ちですか。○参考人(上田健介君) かいづまんでというか、要するに、ネットに出てくるものというのは、やっぱり一方的なものがどんどん上がつてくるんだよということをやっぱり若い頃から教えるということがあります。簡単で済みます。

○渡辺喜美君 ありがとうございます。

○会長(林芳正君) 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。審査会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。(拍手)

参考人の皆様には御退席いただいて結構でございます。

○会長(林芳正君) 次に、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査を議題といたします。

本日は、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について委員間の意見交換を行います。

発言を希望される方は、氏名標をお立ていただき、会長の指名を受けた後、御発言願います。

発言が終わりましたら、氏名標を横にお戻しください。

一回の発言時間は各三分以内でお述べいただけ、時間が超過した際はベルを鳴らしますので、あらかじめ御承知願います。

す。 なお、御発言は着席のままで結構でござります。

片山さつき君 御指名ありがとうございます。

○片山さつき君 御指名ありがとうございます。

ただいまの議論でも七二%の世論がこの憲法審査会で憲法に関連する議論を進めるべきというお話をありましたけれども、このコロナ禍と言われば一年半が過ぎて、やはり現行憲法で今までのことができるのかという国民の非常に大きな思ひがあると思います。

東日本大震災のときに、当時の政権は、法律は存在しておりましたが、おりますが、災害緊急事態の布告というのをなさらず、緊急政令も出しておられません。政府見解は當時も今も国民の権利義務を大きく規制するからということで、これ、法律だけでは全てに対応できない状況だということ解されているわけですが、現在我々自民党が出しているたき台素案につきましてはコロナのことを入れてはいるわけではありません。震災関連でこの緊急政令制度を認める案でござります。

しかし、今、例えば公共の福祉で、受忍義務ですね、で収まる範囲内の移動の自由、二十二条であつたり、二十九条の財産権であつたりといふことで、特に水際の検疫において、入国後、例えば十四日間の自宅や宿泊施設等での指定場所での待機、あるいはいわゆる停留といふところで、今よりも大幅にハードな措置をどこまでとれるのかという議論をいろんなところでしております。私が野党の方とのいわゆる討論番組を、よく出しますが、そういうところで野党の方から、もっと厳しくしなきや駄目じゃないですか、何をやつているんですかとか言われるんで、あのう、でも、といふことを時々申し上げるんですが。

やはり今、例えばこの二月にインフルエンザの改正があって、その議論でもやはり罰則なんか過料なのかなという話もあつたし、その大きな私権の制約になるということを政府側が、まあ我々与党ですけれども、やっておりますので、そういう答弁をしておりますので、やはり今以上のことをなす。

それが、その場合はどうするのかをしっかりと話し合うべきだと思います。

○会長(林芳正君) 白眞勲君。

○白眞勲君 立憲民主・社民の白眞勲でござります。御指名いただきまして、ありがとうございます。

先ほど、片山委員から緊急事態に関するお話をありましたけれども、これについてはまた同僚議員がまたいろいろとお話しさせていただきたいと思います。

我が党の立場をまず申し上げながら話をさせていただきたいと思いますが、先ほど参考人の方々から国民投票法に関する大変貴重な御意見を伺うことができました。それぞれの参考人の御意見、指摘されており、私がこれまで懸念してきた問題意識と全く軌を一にするものであり、大変参考になりました。

先ほどの御意見でも、国民投票が時の権力者によつて悪用される危険性があることを過去の歴史を踏まえて警告をされた飯島参考人の話もありまして、だからこそ国民投票が国民の意思を正確かつ適切に反映されることの必要性を強調されており、まだまだ議論すべき課題が多くあるんだなとうこども改めて感じさせていただいた次第であります。

今回の改正国民投票法は、とりわけテレビ、ラジオの有料広告の適正化については、本院에서도これまで、平成十九年、二十六年の附帯決議におい

て、憲法改正案に対する賛成、反対の意見が公平に扱われるようその方策の検討を速やかに行う旨の決定がなされていますが、今般の改正案の附則によつてようやくその欠陥是正のための道筋が開かれようとしております。

また、先般の当審査会において、私は、現行の繰延べ投票制度がより冷静な投票環境を必要とする国民投票においてそもそも妥当しない可能性があることを指摘しましたけれども、飯島参考人も同じように、この災害が起きたときに一部の地域でそれが繰延べ投票されることによる公平性の問題についてやはり指摘をされておりました。やつぱり人を選ぶ選挙、憲法改正の是非を問う国民投票には、制度的目的に、趣旨に根本的な違いがあるということ、そういうことから、冷静な投票環境の確保のためには、こうした発議から国民投票までの期間の妥当性についても改めて検討する必要性があるのでないかなと思いました。

与党の一部の皆様には何かマッカーサーあるいは進駐軍の押し付け憲法論ということを指摘されておる方もいらっしゃいますけれども、今回の参考人の皆様も、外國勢力によってCM規制が、CMとか何かでゆがめられてしまったら、これは大変なことになるということからすると、やはり特に党の皆さんからも、この国民投票法についてしっかりと議論をしていかなければいけないのではないかということを改めて私は御指摘申し上げたいと思います。

最後に、国民の主権行使である国民投票は、徹頭徹尾、公平公正なプロセスの下で行われなければなりません。国民投票法に不備があるまでは国民の主権行使を、結果を正しく反映することができず、改正自体の正当性が問われる事態となります。

皆様と一緒にになって議論していくこうじやありませんか。

○会長(林芳正君) 矢倉克夫君。

て、憲法改正案に対する賛成、反対の意見が公平に扱われるようその方策の検討を速やかに行う旨の決定がなされていますが、今般の改正案の附則によつてようやくその欠陥是正のための道筋が開かれようとしております。

○矢倉克夫君 公明黨の矢倉克夫です。

先ほどの参考人の御見解を踏まえた意見は後ほど述べるとしてしまして、まず私からは、先週の本審査会の質疑を踏まえ、憲法改正国民投票法改正案について意見を申し上げます。

〔会長退席、会長代理那谷屋正義君着席〕

衆議院段階の修正によりまして追加された検討条項の解釈が焦点の一つとなりました。すなわち、CM規制等の議論に結論が出るまでの間、憲法本体の論議や憲法改正の発議ができるかどうかという点であります。

この点につきまして先週の議論では、まず、北側議員などの原案発議者から、検討条項には憲法本体の論議や憲法改正の発議に関する言及は一切なく、法制的に憲法本体の議論も憲法改正の発議もできる旨の明快な御答弁がありました。特に、北側議員からは、制定時に付されていた十八歳投票権とのリンクのようなものは今回付けられないという大変重要な指摘もあったところであります。私も、法律家の一人として、そのような解釈に大いに納得をいたしました。

次に、修正案提出者の山花議員からも、法制的に憲法本体の論議や憲法改正の発議ができることについて北側議員などと共通の認識を持つていると明言されており、原案発議者との間で何らそごはないという理解であります。その上で、政治的には、現行法のままでは投票結果に対する信頼が揺らぐので、憲法改正の発議は難しい旨の言及がございましたが、これが政治的観点からの御主張であることは明らかであります。ただ、憲法本体の論議を行うことについては政治的にも異論が示されておりません。

また、同じ修正案提出者の奥野議員も、憲法本体の議論は妨げられないと明言をされておりました。議事録で確認をしております。

憲法改正について、各党各会派それぞれ様々な立場があることは理解しておりますが、したがって賛成すると言明しました。私たちはその趣旨を体現する修正案を提出しますので、自民党の皆さんか。ありがとうございます。

○会長(林芳正君) 矢倉克夫君。

らの主張まで完全に一致することが難しいことはよく分かるところであります。先ほど述べたよ

うに、このような政治的観点からの主張の前提ではある法制的解釈については、原案発議者と修正案提出者の間で完全に一致しており、何ら搖らぎはない」ということが明らかになつたわけでありま

す。

以上の下で、改めてであります。まず、本改正につきましては早急に可決、成立をさせた上で、CM規制等について速やかに議論を進め、結論を得るとともに、同時並行で国民のための憲法論議をしっかりと深めていただくべきであるといふふうに考えます。

先ほどの浅野参考人が言うように、主権者たる国民の意思による憲法を検証することが立憲主義とのお言葉もあつたところであります。過日、十九日、当審査会で私も申し上げたとおり、国民党一人一人が憲法を自分のものと捉えるため議論は必要であり、また、上田参考人が先ほどおつしやつていただきたとおり、イギリスと比べ、成文法がある日本であつても憲法の価値観が共有されているか疑問があるというお言葉もありました。

特に、三原理を真に国民のものとするためにもしっかりと議論を深めていくべきであるというこ

とを申し上げて、私からの意見とさせていただき

ます。

○会長代理(那谷屋正義君) 松沢成文君。

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でござい

ます。

今回の国民投票法改正案の最大の問題は、衆議院での修正部分の解釈が定まっていないということであります。

先日の質疑の中で自民党的議員は、附則第四条の規定は原案の審議と改正の発議を妨げるものであつてはならないという私の主張に、もう手を挙げて賛成すると言明しました。私たちはその趣旨を体現する修正案を提出しますので、自民党的皆様には是非とも御賛同をお願いします。

一方で、立憲民主党の議員は答弁の中で、憲法原案の審議と国民投票関係の審議を同時に進行することは、法的には可能だが政治的には難しいとい

う。しかし、そのような立法者の相反する、あるいは曖昧な解釈を残したものでは、今後の委員会審議が、審査会審議が混亂するのは必至です。このままでは、これまでの三年間に加え、今後も最大三年間、合計六年間も改正議論が行われないという最悪の結果を招くことになります。

こうした状況を打破するために、既に申し上げたとおり、日本維新の会は修正案の提出を考えています。是非とも各会派の皆様の御理解、御賛同をお願いします。

次に、小委員会設置について提案します。

憲法審査会で改正原案をまとめるには、意見発表ではなく、議論の集約が求められます。審査会規程、憲法審査会規程第七条にも小委員会設置ができることになっています。そのメリットは、集中的あるのは継続的に特定の案件の審査又は調査を行うことにより、委員会自体の効率的、効果的運営が図れるというところにあります。国民投票法関係の議論はこの小委員会制度の効用にぴったりと当てはまります。

これまでも衆参両院の委員会において数々の小委員会が設けられ、一定の成果を上げてきました。また、平成十六年の第百五十九国会において、参議院の当時の憲法調査会にも二院制と参院制の在り方に關する小委員会を設置、活用して成果を上げた前例もあります。

〔会長代理那谷屋正義君退席、会長着席〕

今後の憲法審査会の運営を滞らせることなく、憲法本体の改正論議と、改正審議と国民投票法関係の審議を分業的に同時に進行するため極めて有効な手段です。是非とも各会派において御協議、御賛同をお願い申し上げます。

この件については幹事会でも提案しましたが、改めてここで林芳正君に当審査会における国民投票法検討小委員会設置の取りまとめをお願いしたい

と思いますが、会長、いかがでしようか。

○会長(林芳正君) ただいまの件につきましては、後刻幹事会において協議いたします。

○松沢成文君 ありがとうございます。

以上でございます。

○会長(林芳正君) 矢田わか子君。

○矢田わか子君 国民民主党・新緑風会の矢田わ

か子です。

憲法改正に関する国民の意識は、例えば安倍前

総理が憲法改正を公約にされた二年前の参議院選

挙の際のNHK世論調査では、選挙に当たつてど

のような政策や争点を重視しますかといふ問

いに對し、一番が社会保障の三四%で、憲法改正は五

番目の七%でありました。一方、先月の憲法記念

日に合わせて実施された世論調査では、どの新聞

社も、憲法を改正した方がよいとする意見が改正

しなくてもよいと上回っています。これは、コロ

ナ禍にあつてより強力な感染防止対策を求める意

識、あるいは尖閣諸島の、尖閣列島の領海内への

中国公船の侵入など国際情勢の不安などが背景に

あるのではないかと分析されています。直近で

は、憲法四十九条に抵触するとされる公職選挙法

違反により当選無効となつた国会議員の歳費返納

の問題も指摘されています。

議論を深めるべきと考えますが、以下、二点ほど

留意点を述べたいと思います。

一つ目は、各党の憲法改正の目標すものが現時

点では大きく違つてゐるということです。

私たちが目指すものとす

る文書で、立憲主義と國民主権、基本的人権、平

和主義を断固として守り、國民とともに未来志向

の憲法を構想しますとしています。

昨年秋に、憲法学者を始め有識者からのヒアリ

ングや一般の国民の方を交えての討議を繰り返し、現行の憲法の基本原則を堅持しながらも、一

つ、デジタル社会におけるデータ基本権の確立や同性婚の保障など、人権保障の見直しと追加、二つ、地方自治の発展、強化に向けた自治体の機

関、権限の自主性の確保、三つ、三権分立の空洞化を是正し、統治の在り方を再構築するための衆

議院解散権の制限や自衛隊の統制などについて課題整理をしているところであります。

各党それぞれに憲法改正案あるいは憲法改正に臨む姿勢は違つてゐると思われ、一致点を見出すことは難しいと考えますが、この国会の場でより相互理解を深める努力をすることが大切であり、国論を二分し、家族、職場、地域で無用な対立や分断を起こすような憲法改正発議は避けねばなりません。

もう一点は、憲法に関する学校教育の推進であります。これまでの附帯決議においても、投票年齢の引下げに対応するため、学校教育における憲法教育等の充実を図ることとしてきました。これ

がどれほど実行されているのか疑問であります。

この課題をより強力に推進すべきことを訴え、意見表明とします。

○会長(林芳正君) 山添拓君。

○山添拓君 日本共産党的山添拓です。

国民投票法改正案について意見を述べます。

本法案は、改憲のための手続法であり、改憲し

ようとするのでなければ改定する必要はありません。

菅首相が改憲議論を進める最初の一歩と述べ、発議者も当審査会で改憲議論の大前提として審議してきたと認めたとおり、本法案は、自衛隊明記の九条改憲を含む改憲四項目の議論を進めた

いがために、呼び水として提出されたものでした。

ところが、政治の優先課題として改憲を求める

世論は一向に広がらず、発議者自身、一つの大き

な反省点と述べるに至つています。國民が求めて

いないにもかかわらず、改憲ありきで前のめりの姿勢こそ反省すべきです。安倍、菅両首相が、首

相に求められる憲法尊重擁護義務と三権分立の原

則に反して改憲の旗を振るのは異常な姿であり、

国民世論との乖離はいよいよ深刻だと言わなけれ

ばなりません。

この下で、本法案は重大な欠陥を含んだものと

なつています。発議者が投票の質に關わる部分と述べたCM規制や最低投票率、公務員の国民投票運動などは、本審査会が過去に附帯決議で検討を

求めた事項であるにもかかわらず、本法案では置

き去りにされています。

本日の参考人四人全員が広告規制などの議論の

必要性について言及され、五月二十六日の質疑で

は、発議者自身も今後議論すべき重要な課題と述

べ、不完全であることを認めました。

福田参考人は、国民投票手続は憲法改正の正当

性を根拠付けるものでなければならないと指摘

しました。具体的には、インターネットを含む有料

広告の規制とセットで公費による国民投票運動等

の制度的保障が必要であること、最低投票率制度

の導入が必要であることを挙げ、これらの検討を

欠いた改憲手続には根本的欠陥があるとの批判で

す。

公選法並びに本法案によつても、公平公

正な国民投票手續が保障されず、実際に適用され

るべきものではない、憲法違反の欠陥であるとい

う指摘は重く受け止めるべきです。また、この点

は衆議院の修正による附則第四条によつても解消

されません。飯島参考人が指摘したように、改憲

国民投票は一度行えば一生できないかもしない

ものです。投票できる機会はあるべく多くすべき

ことであります。現在、公選法の下で投票機会が減少して

いることへの法的歯止めこそ求められます。

法案審議で、発議者は、本法案を今国会で急ぐ

理由を語ることができませんでした。上田参考人が

が熟議になつていないと述べるのも当然です。重

いにてもかかわらず、改憲ありきで前めりの

姿勢こそ反省すべきです。安倍、菅両首相が、首

相に求められる憲法尊重擁護義務と三権分立の原

則に反して改憲の旗を振るのは異常な姿であり、

国民世論との乖離はいよいよ深刻だと言わなけれ

ばなりません。

この下で、本法案は重大な欠陥を含んだものと

なつています。渡辺喜美君。

○会長(林芳正君) 渡辺喜美君。

○渡辺喜美君 みんなの党、渡辺喜美です。

前回も申し上げましたが、この三年間、国会の

審査が相当遅れ遅れになつてきました。時代遅れ続出と

いう感じんですね。時代は平成から令和に変わ

り、また、歴史のゲームエンジニアとなるかも

しないコロナが全世界的に蔓延をし、そういう

中で、例えばネット投票の議論が全くなされてい

ない。セキュリティの問題だとか、そういうで

きない理由を出してこういう議論をしないとい

うのは、まさに不作為以外の何物でもないと考える

のであります。

二〇〇七年の国民投票法の成立と同時に国会

法が改正をされ、国会法六十八条の三においては

個別発議の原則が規定をされております。つまり、内容ごとに発議というのはするということであります。また、六十八條の二、国会法六十八条の二においては発案権が各議員に属するということが明らかになつておるわけであります。

そういう中で、やはり日本の不幸は、憲法改正

に関わる議論というのが非常に党派性を帶びてき

てしまつてゐるといふことにばかりなりません。

せつかくこの国会法までえて発案権、原案提出

権は各議員にあると定めてあるわけでありますか

ら、こういうところこそ党議拘束というものを排

除をして議論を進めるべきと考えます。

以上です。

○会長(林芳正君) 福島みづほ君。

○福島みづほ君 立憲・社民の福島みづほです。

今日の参考人四人の方たちとは、全員、CM規制

などをきちんとしない限り不十分であるといふこ

とをおっしゃいました。与党が推薦したと思われ

る上田参考人も、熟議が足りないとおっしゃいま

した。そのとおりです。今日の四人の参考人の皆

さんは、今まで不十分で、きちっとや

らない限りは国民投票法は不十分で、欠陥法案で

あるということを認めたというふうに思つております。

申し上げたいことは、今、憲法改正の議論を本当にするときでしようか。新聞に川柳が載つておいました。森松さんという方の、「憲法があるのに使わざ改憲論」。どうでしようか。私たち国会議員は、憲法九十九条に基づいて憲法尊重擁護義務があります。憲法を擁護し、尊重し、憲法の価値を生かしていく。生命、自由、幸福追求の権利を定めた十三条、法の下の平等を定めた十四条、二十五条 生存権、みんな本当に生かされているでしょうか。

私たちが必要なことは、このコロナ禍の中、まさに憲法を生かすことであるはず。平和的生存権の憲法前文はどこまで生かされているんでしょうか。憲法を生かさずして、憲法改悪の、まあ憲法改正、私は改悪と言いたいですが、議論するこの憲法審査会は、憲法九十九条の憲法尊重擁護義務を自ら踏みにじるものだというふうに思つております。私たちは今、憲法を生かすことこそ本当にやるべきです。

今日の参考人の中で、憲法審議や発議ができるのかという質問に対し飯島参考人は、憲法審議に関しては、それをやる時期なのかと言いました。また、発議ができるのかといふことについても、参考人の中では、CM規制や最低得票数や、それぞれの問題があり課題があることが指摘されました。飯島参考人の方からは、公選挙法につつとつて七項目を答えるということについても、改悪ではないか、むしろ狹まることや違憲訴訟になることや足りないことや問題があること、検討すべきことなどが言わされました。つまり投票法改正法をやるのは駄目なんです。それからもう一つ。そしてさらに、欠陥がある、CMや外資規制や最低得票数や公務員の政治活動や地位利用の問題や受刑者の問題や、本当に国民投票として可能なのか、不公平じゃないかといふことに私たちは応えておりません。

驚くべきことに発議者は、与党の発議者は、発議ができると言いました。これだけの大欠陥法案

で、憲法改正の発議という引き金をどんなことがあつても引くんだというの間違つてあるというふうに思います。

今の憲法改正のための国民投票法改正法案、大欠陥法案であり、熱議で議論をすべきである、今国会の成立など認めることができないということを申し上げ、私の意見陳述といたします。

○会長(林芳正君) 堀井巖君。

を、しかも立法者である、国民投票法を作った立法院者である枝野代表の発言と違うことを我が憲法調査会の会長である山花議員が言うようなことはあり得ませんので、そのことは皆様に申し上げさせていただきたいというふうに思います。

時間となつてしまいましたけれども、自衛隊明記の改憲については、昭和四十七年政府見解の外國の武力攻撃という文言を曲解して同見解の中に集団的自衛権を許容する論理を捏造するという、法解釈すらないものであつて、それを前提とする自衛隊明記の改憲はうそつき改憲である、これは民進党の会派代表意見としてこの憲法審査会の場で白議員が言つている、申し上げたことであることを付言して、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○会長 林芳正君 上月良祐君

○上月良祐君 自由民主党の上月良祐です。発言の機会をありがとうございます。

近年、一般論ですが、評価が分かれる、議論が分かれる難しい課題に積極的に取り組む姿勢が失われてきてないか危惧しております。環境変化が加速化する中、難しい課題ほど徹底的、抜本的に議論し、その上で結論を出すよう努める、その姿勢を失うことは国力の衰退につながっていく、と言わば社会における精神的な退潮あるいは衰退というべきものではないかと感じます。

憲法には改正規定があり、それは憲法自身が時代の変遷などを踏まえた改正を織り込んでいくことを予定しているとの表れです。経済、社会、自然環境を含め、劇的に変化していく中、七十年以上にわたり全く改正が行われていないこと 자체が極めて不自然ではないでしょうか。変化的確に対応していくことで国の発展を期していくべきだと思います。

緊急事態への対応条項を含む憲法改正案について、コロナ対策を優先し、今議論すべきでないといつた考え方には賛成できません。いつ起こるかもしれない大災害などに備えるための議論は早過ぎることはあり得ません。何年か後、なぜあのと

きに議論を進めておかなかつたのかと議事録を読んだ方々を失望させないよう、今、議員を務める私たちが責任を果たすべきだと思います。

改正投票の投票率要件については、できるだけ多くの国民に投票してもらいたいという気持ちには同感いたしますけれども、憲法条文にない重要な要素を法律で付加することに私は直観的に違和感を感じます。

人権は憲法の心臓部、言わば憲法の憲法です。最も重要な点で纖細に扱われるべきです。しかし、ともすれば個人の権利ばかり強調され過ぎることには違和感を感じます。国あつての社会、社会あつての個人であり、公共、公益とのバランスを一度考へるべきときではないでしょうか。

また、外国資本等への対処対応をめぐり、相互主義と憲法の関係についても議論が必要な点が出てきています。

参議院にとって重要なのが一票の較差、選挙制度の問題です。いまだ本格的に経験したことのない人口減少時代を迎えて、人口のみで平等原則を論じ、地方の代表を減らしていくことで本当にいいのでしょうか。私たち国会議員は全国民の代表ですが、やはりふだんの活動を通じ選挙区との関係は大きく、当該地方の代表を減らしていくことで過疎過密を一層進め、国力を落としてしまうようなことになれば本末転倒になりかねません。

今後、人口が本格的に減少していく中、国際社会の中で生き抜いていくこの国の形を真剣に考え、議論を進めるべきと考えます。

○会長 林芳正君 杉尾秀哉君

○上月良祐君 自由民主党の上月良祐です。発言の機会をありがとうございます。

近年、一般論ですが、評価が分かれる、議論が分かれる難しい課題に積極的に取り組む姿勢が失われてきてないか危惧しております。環境変化が加速化する中、難しい課題ほど徹底的、抜本的に議論し、その上で結論を出すよう努める、その姿勢を失うことは国力の衰退につながっていく、と言わば社会における精神的な退潮あるいは衰退というべきものではないかと感じます。

憲法には改正規定があり、それは憲法自身が時代の変遷などを踏まえた改正を織り込んでいくことを予定しているとの表れです。経済、社会、自然環境を含め、劇的に変化していく中、七十年以上にわたり全く改正が行われていないこと 자체が極めて不自然ではないでしょうか。変化的確に対応していくことで国の発展を期していくべきだと思います。

緊急事態への対応条項を含む憲法改正案について、コロナ対策を優先し、今議論すべきでないといつた考え方には賛成できません。いつ起こるかもしれない大災害などに備えるための議論は早過ぎることはあり得ません。何年か後、なぜあのと

投票法は公平公正な投票が確保されるという憲法の要請が満たされておらず、法制上の措置が講じられるまでの間は国民投票を実施することは許されない、こういうふうに明言しました。これにつけて、発議者の一人である公明党、北側議員は、国民投票において公平公正を図るのは当然のこと、コマーシャル規制についても同様で、早急に議論し、しっかりと結論を出していきたいと発言。さらに、自民党、中谷議員も、コマーシャル規制に関する議論は大変大事なテーマだと認識しており、早急に改正できるよう議論を精力的に行うべきと、このように述べております。

こうした発言に見られるように、自民党、公明党の発議者も、国民投票の公平公正さを確保するためにはCM規制は欠くべからざる重要なテーマと認識していることが分かります。

そもそも附則四条は、テレビやネット広告の制限、外国資本を含めた国民投票運動の資金規制、インターネットの適正利用について検討と措置がないことになれば本末転倒になりかねません。

今後、人口が本格的に減少していく中、国際社会の中で生き抜いていくこの国の形を真剣に考え、議論を進めるべきと考えます。

○打越さく良君 立憲民主・市民の打越さく良です。

○会長 林芳正君 打越さく良君

私は、弁護士として、人権が侵害された方、差別に苦しむ方々の代理人として伴走するときに、本当に憲法が支えになつた実感があります。

憲法を、国民はほとんどそうした経験がなければ実感しないでいいのです。憲法をしっかりと認識しなければいけないのは、私たち国会に身を置く者、そして行政にいる立場の人たちだと思います。

私は、弁護士として、人権が侵害された方、差別に苦しむ方々の代理人として伴走するときに、本当に憲法が支えになつた実感があります。

憲法を、国民はほとんどそうした経験がなされないまま国民投票が実施されれば、違憲状態の下で憲法改正手続が行われることを意味します。

その帰結として国民投票の結果の公平公正に重大な疑義が生じます。

そもそも附則四条は、テレビやネット広告の制限、外国資本を含めた国民投票運動の資金規制、インターネットの適正利用について検討と措置がないことになれば本末転倒なりかねません。

今後、人口が本格的に減少していく中、国際社会の中で生き抜いていくこの国の形を真剣に考え、議論を進めるべきと考えます。

これと同様のことが以前にもありました。

二〇〇七年の国民投票法成立時に、投票年齢についての附則三条と公務員の国民投票運動についての附則十一条によつて、必要な法制上の措置を講ずるまでの間、事実上凍結され、二〇一四年の法改正まで憲法改正の発議や国民投票はできない」という共通認識がありました。今回の附則四条もこれと同じだと解されます。

今日の参考人質疑でも、飯島参考人、福田参考人を中心、現行の憲法改正手続は、仮に公選法並びの改正がなされても、根本的に欠陥があり、これまでに実施されなければならない、取り返しの付かないことになる、また、これらについて衆議院で十分な検討がなされおらず、このまま通すかどうかしっかり議論すべきだと思う、こういう強い意見が示されました。

例えば、先ほどもありましたけれども、コロナ禍に対する失政の原因を憲法に押し付けるかのように議論し、しっかりと結論を出していきたいと発言。さらに、自民党、中谷議員も、コマーシャル規制に関する議論は大変大事なテーマだと認識しており、早急に改正できるよう議論を精力的に行うべきと、このように述べております。

このまま適用され実施されなければならない、取り返しの付かないことになる、また、これらについて衆議院で十分な検討がなされおらず、このまま通すかどうかしっかり議論すべきだと思う、こういう強い意見が示されました。

二六

ればいけないのではないでしょうか。私たちは、その責務を不斷に果たしているかという観点から、諸課題について議論する責任が本来あるのではないかでしょうか。

先ほど、国民投票には、制度の目的、趣旨からして人を選ぶ選挙とは根本的に違いがあるという飯島先生の御指摘、本当に重要なことだと思います。投票機会の、投票環境の悪化をもたらす可能性がある項目はまだ残されているという指摘も重く受け止めなければなりません。

私たちとしては、附則四条は憲法の基本原理である国民主権の要請を含むことであるから、しっかりとこの点の対応なしに憲法改正発議は許されないとこのことを受け止めなければならないと考えます。

○山田宏君 山田宏君。

○山田宏君 自由民主党の山田宏でございます。

コロナ感染症が広がり始めた昨年四月、初めての緊急事態宣言が発せられる前に、千葉県は、約三十億円を掛けて幕張に一千床のプレハブのコロナ専用臨時病棟の早期設置を計画しました。しかし、医師法など医療関係法令で、医師や看護師の確保がお願いベースで困難であり、また、基礎のないプレハブ病棟設置は二か月間しか認めない建築基準法、酸素の取扱いを定める消防法などの多くの法令に阻まれ、期待していた二週間以内での設置ができず、五月末に計画の断念に追い込まれました。もし、この臨時病棟の設置が早期にできただとしたら、全国的にも同様な試みが生まれ、パンデミックへの対応も違つたものになつたと思います。

これは、非常事態でも相変わらず平時のルールを適用せざるを得ない、国家としての日本の根本問題を示す一例例であります。もし、他国のように、それぞれの諸法令に非常事態時のルールがしっかりと定められていれば、救えたはずの多くの国民の命を救い、国民経済の長期間にわたる打撃を回避できただんではないかと大いに悔やまれます。

憲法における緊急事態条項は不可欠であります。今回のようなパンデミックに対し、憲法に基づき、政府が非常事態のスイッチを入れれば、全ての法令が非常事態のルールに変わり、速やかに国民の生命や生活を守る手だけを講じることがであります。投票機会の、投票環境の悪化をもたらす可能に、国民の命や生活に大きな犠牲を強いることになりました。憲法審査会は、今般の反省を基に、速やかに現憲法への緊急事態条項の導入を議論を開始すべきであります。

直近の世論調査によると、五月二十八日から三十日、日経新聞によると、憲法改正の具体的論議をすべきかという質問に対し、そうだとすべきだと答えた国民は七七%に上りました。また、すべきでないという国民は一四%でございました。一ヶ月前の同じ調査に比べて、この比率、大きく変わっています。前の、イエスと答えた人は増えておりまし、ノーと答えた人は減っております。

憲法改正に反対ならば、議論の中で堂々と反対すべきであります。改正に反対だからといって議論すらしないのは、賛成する国民の声を国会から封殺し、改正手続を定める憲法九十六条をなきものにするに等しく、立憲主義にこれこそ反する暴挙であると考えます。

憲法審査会が緊急事態条項導入の是非についての議論を速やかに開始することを強く希望いたします。

以上です。

○山田宏君 石川大我君。

○石川大我君 立憲民主・市民の石川大我です。意見表明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今、新型コロナウイルスに感染したため、保健所の指示で宿泊療養や自宅での療養を余儀なくされ、投票できない人たちが生じています。厚生労働省によると、五月十二日時点で、宿泊療養者は全国で約一万人、自宅療養者は約三万五千人とのことです。

最高裁判所は二〇〇五年九月、外国にいる日本人が投票できないことが分かっていないながら投票できる仕組みをつくらないのであれば、やはり憲法問題が生じます。コロナ療養者が自宅や宿泊施設にいても投票できるようにするための法改正は、憲法上の要請と言えます。しかし、だからといって、拙速な議論によって不十分な制度のまま投票を行えば別の問題が生じます。

公職選挙法が郵便投票の対象を歩行や外出が困難な人々に限定しているのは、第一義的には不正投票を防止するためです。

最近、愛知県の大村知事のリコール署名をめぐって前代未聞の不正署名事件が発生いたしました。不正投票も民主主義の根幹を大きく揺るがすものとなります。不正投票を阻止するために、どうぞ様々な検討が必要なことは言うまでもあります。

公職選挙法が郵便投票の対象を歩行や外出が困難な人々に限定しているのは、第一義的には不正投票を防止するためです。

五月二十八日本審査会に左の案件が付託された。一、改憲発議に反対することに関する請願(第一三三三三号)

五月二十八日本審査会に左の案件が付託された。一、改憲発議に反対することに関する請願(第一三三三三号) 令和三年五月二十日受理

改憲発議に反対することに関する請願
請願者 大阪府吹田市 新美香 外二百十一名
紹介議員 福島みづほ君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

ても、憲法上重大な疑義が生じます。参議院憲法審査会でも、郵便投票の対象の拡大、その適切な運用などについても十分審議、検討することが必要です。

そしてまた、最後にお伝えしたいのは、憲法を尊重するのであれば、LGBT差別解消法をしっかり作るということこそ大切だということを申し上げ、意見表明いたしました。

ありがとうございました。

○会長(林芳正君) 他に御発言はございませんか。——他に御発言もないようですから、以上で委員間の意見交換を終了いたしました。

本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

（略）